

門真市子ども・子育て支援事業計画
計画期間における進捗・事業実施状況等について
(平成 27 年度～令和元年度)

令和 2 年 9 月

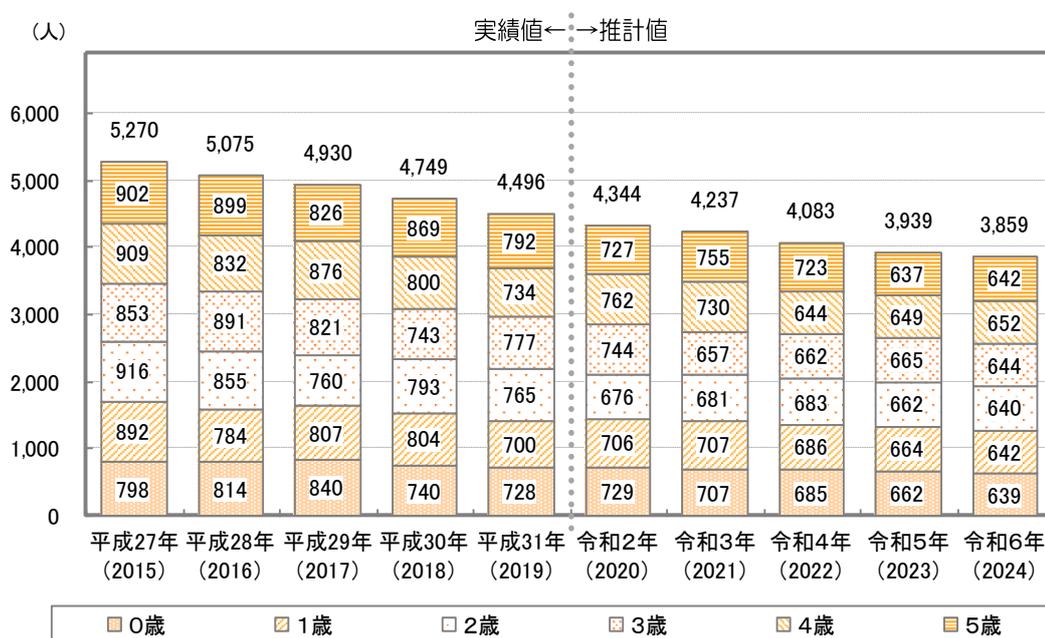
門真市こども部こども政策課

1. 計画期間(平成 27 年度～令和元年度)における子ども・子育てに関する状況

(1) 門真市内の就学前児童人口の減少について

少子化等の影響により計画期間の5年で本市でも就学前児童人口の減少が進んでおり、今後も減少が続く推計になっています。就学前児童人口は、平成31年(令和元年)4月1日時点では、平成27年4月1日時点の約85%程度まで減少しています。

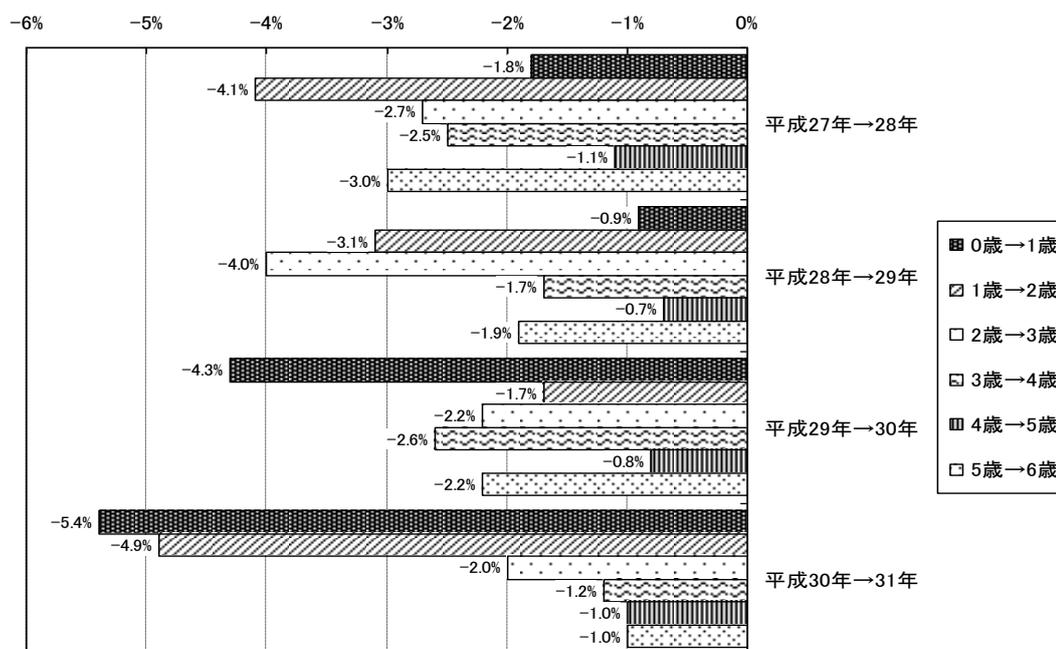
就学前児童人口の推移と推計



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

また、この減少については、少子化に加え、出生を契機とした他都市への転出等が背景にあるものと考えられます。市民の皆様の子育てしやすいまちと考えていただけるよう取り組みを進めていく必要があります。

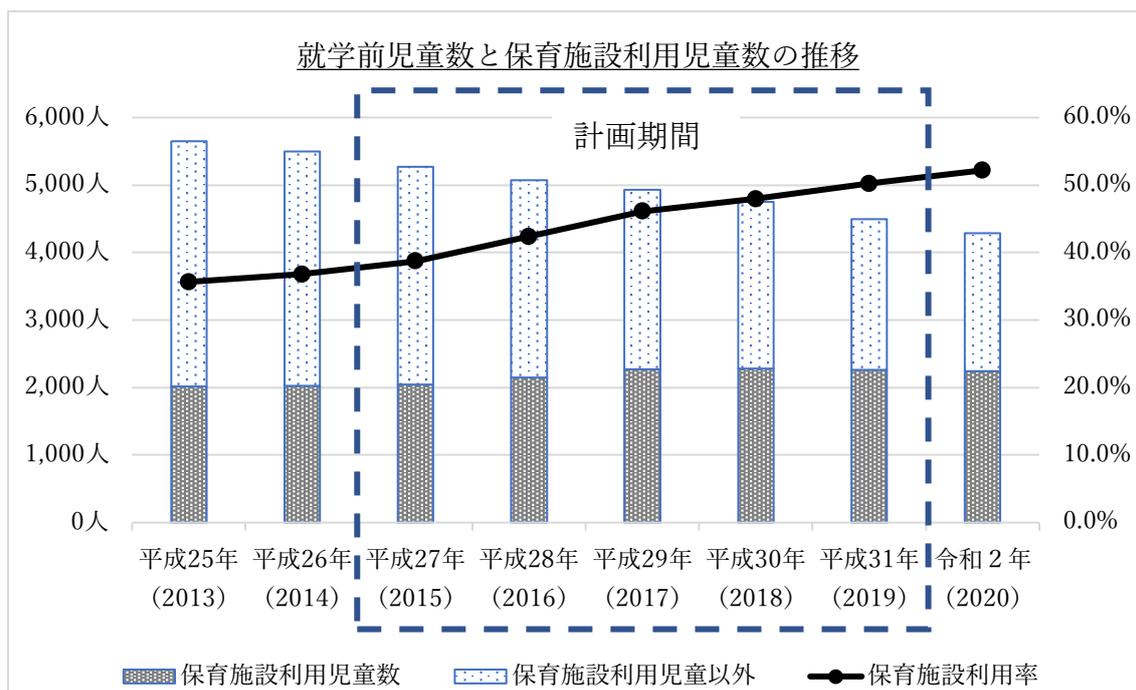
就学前児童人口の1年後の減少率



(各年4月1日時点での比較)

(2) 保育ニーズについて

就学前児童人口のうち、幼稚園・認定こども園の1号部分を除く保育所等の保育施設を利用している児童の割合は、計画期間中も継続して増加しています。このことは、女性の就業率の高まり等により、保育所等の利用を希望する保護者が増えたことが背景にあるものと考えられます。



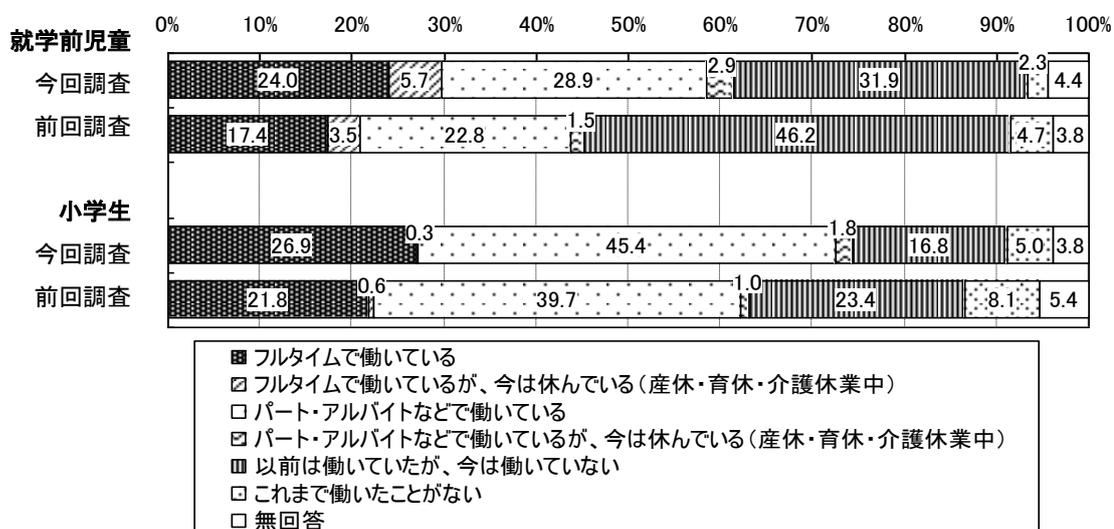
(各年4月1日時点)

(3) 保育ニーズの調査結果にみる状況の変化

① 母親の就労状況の変化

就学前児童・小学生の母親の就労状況について、フルタイムやパート・アルバイトなどで働いていると回答した人の割合が前回より大きく増加しています。このため、就学前児童保育施設を利用する児童の割合が増加しているものと考えられます。

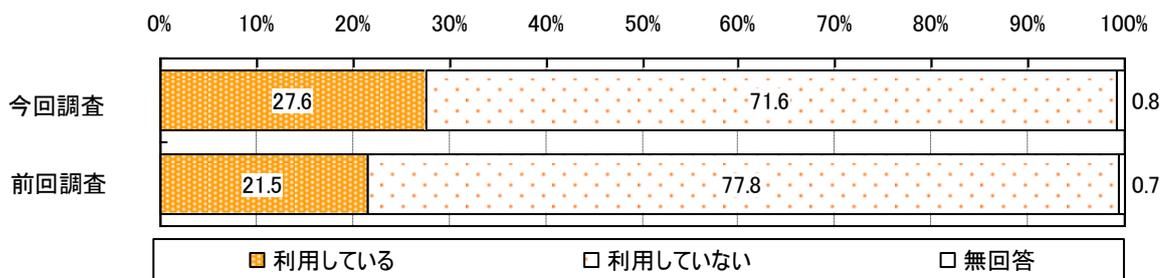
就学前児童・小学生の保護者（母親）の就労状況



② 放課後児童クラブの利用者の増加

母親の就労状況の変化に伴い、放課後児童クラブについても、現在、「利用している」と回答した保護者の割合が前回調査より増加しています。

放課後児童クラブの利用状況



2. 幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等について

(1) 幼児期の教育・保育の計画期間の進捗について

① 認定こども園の普及について

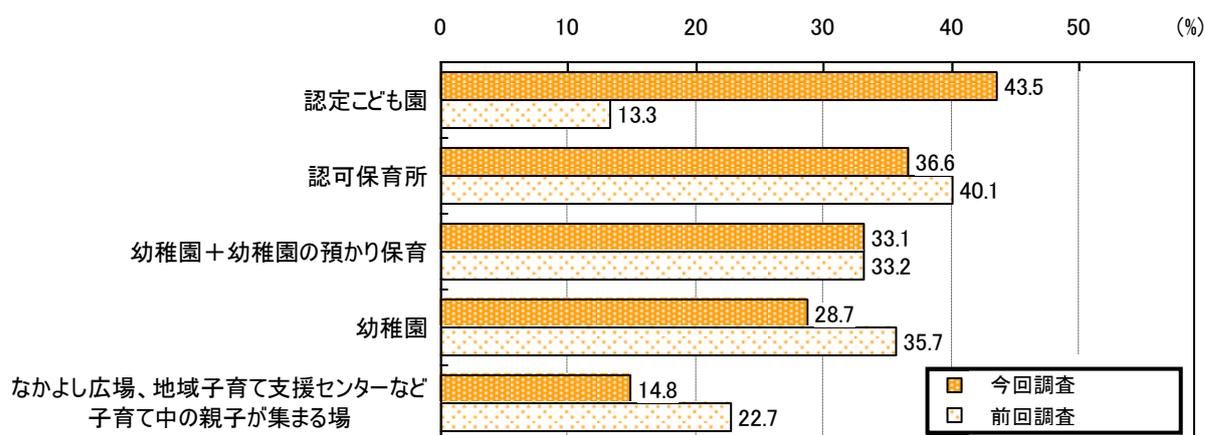
計画に基づき、認定こども園の普及に努め、移行を支援した結果、市内で3園であった認定こども園は14園まで増加しました。現時点で移行を希望する園の移行は完了し、保育ニーズ調査においても、認定こども園が就学前教育・保育の選択肢として広く認知されるようになりました。

公立園においても、平成30年4月1日に南保育園、南幼稚園を統合した門真市立砂子みなみこども園を開園し、市南部の拠点としての役割を持たせています。

市内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育の状況

	平成27（2015）年4月1日	令和2（2020）年4月1日
認定こども園	3園（私立園3園）	14園（公立園1園、私立園13園）
保育所	13園（公立園3園、私立園10園）	6園（公立園2園、私立園4園）
幼稚園（私学助成含む）	10園（公立園2園、私立園8園）	6園（公立園1園、私立園5園）
小規模保育事業所	1園（私立園1園）	14園（私立園14園）
計	27園（公立園5園、私立園22園）	40園（公立園4園、私立園36園）

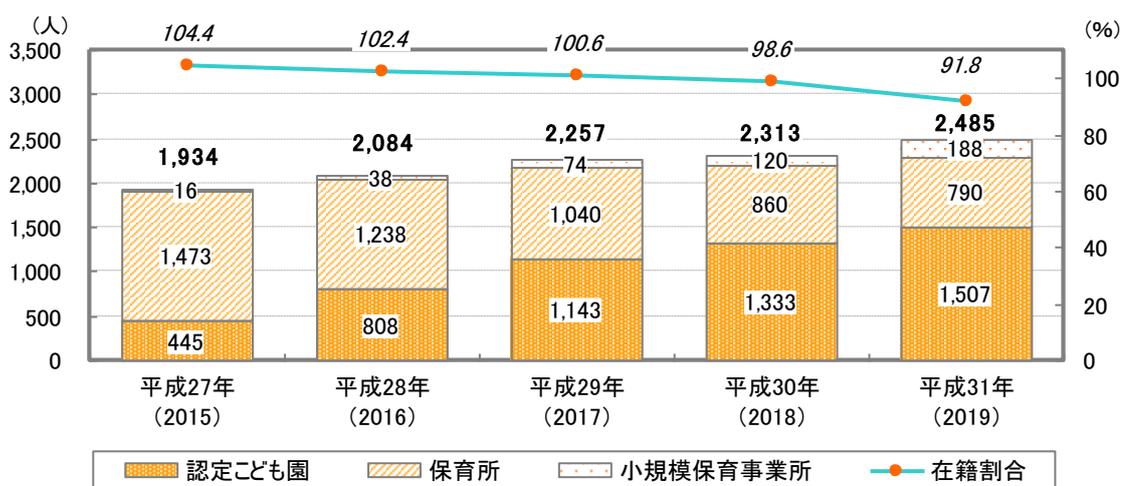
就学前児童保育施設等の利用希望（上位5項目）



② 待機児童の解消と定員超過の解消について

保育所、認定こども園（2・3号認定）、小規模保育事業所の在籍状況を見ると、平成27年4月1日以降、在籍割合が100%を超えた（在籍者数が定員数を上回る）状況が続いていましたが、施設整備等により定員数が増加したことに伴い、平成30年4月1日では98.6%と定員超過を解消しています。

保育所・認定こども園（2号・3号認定）等の定員数及び在籍割合の推移



資料：保育幼稚園課（各年4月1日時点）

保育ニーズの高まりに伴い、定員超過状態が続いたことにより、平成28年度では年度当初の4月1日時点でも待機児童が33人発生していましたが、施設の定員数増加によって、平成31（令和元）年度には、年度途中の待機児童はほぼ解消しました。

各年4月1日時点の待機児童数

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0人	33人	17人	7人	0人

各年10月1日時点の待機児童数

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
148人	183人	135人	123人	0人

資料：保育幼稚園課

③ 幼児期の教育・保育の今後の課題について

門真市子ども・子育て支援事業計画期間での保育定員数の増加により、待機児童はほぼ解消した状態となりましたが、今後保育施設等の利用希望率の増加以上に就学前児童人口が減少していくと推計されるため、第2期計画での幼児期の教育・保育の見込みでは、量の見込みが就学前教育・保育施設の定員数を下回り、段々と差が広がっていく見込みとなっています。

そのため、今後は就学前児童人口の増加を図るためにさらなる子育て支援施策の充実の取り組みを進めながら、既存施設が安定的に運営できるよう保育ニーズに合わせた利用定員の調整を検討・実施していきます。

1. 子どもの増加をはかるための取り組み

子どもを産み育てたいと思える子育てに魅力あるまちづくり
⇒門真市第2期子ども・子育て支援事業計画に沿った
教育・保育の質の向上、子育て支援施策の充実等の推進

2. 就学前児童人口の減少に対応した取り組み

既存の就学前教育・保育施設の安定的な運営のために、利用児童の減少に対応した利用定員の調整
⇒今後の公立園の再編、各施設が希望する場合の利用定員数の減少等

(2) 地域子ども・子育て支援事業の計画期間の進捗について

① 計画期間の実績について

P17～「門真市子ども・子育て支援事業計画 幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施状況について」のとおり

② 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

妊婦健康診査事業や一時預かり事業、時間外保育事業等については、就学前児童人口の減少に伴い全体的に事業の利用者数が減少傾向にあります。

一方、放課後児童クラブの利用者数は増加傾向にあります。計画期間開始時の平成27年4月1日時点では待機児童が発生していましたが、学校の教室利用に係る協定の締結などの取組により、平成30年4月1日時点の待機児童が解消し、平成31年4月1日及び令和2年4月1日時点においても発生していません。

ショートステイ・トワイライトステイにおいては、令和元年の7月から新たに事業を開始し、今後とも周知・活用に取り組んでいきます。

病児・病後児保育については、北部地域に病児保育室が1か所であり、平成29年度に南部地域に病後児保育室を新たに開設し、南部地域の利用ニーズにも対応できるように改善されました。ただし、令和2年1月末に北部の病児保育室が閉室したため、早急に新たな病児保育室の確保を進めております。また、今後第2期計画においては、実際の利用状況や利用ニーズを踏まえながら、さらに病児・病後児保育室の設置検討を進めていきます。

③ 計画期間中の進捗について

地域子ども・子育て支援事業の計画期間の主な事業拡充内容は下記のとおりです。

平成29年度 (2017年度)	平成29年 (2017年) 4月1日	病後児保育事業を開始
		子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の依頼会員の資格基準を「小学校低学年までの子どもを持つ市民」から「小学生までの子を持つ市民」に拡充
平成30年度 (2018年度)	平成30年 (2018年) 4月1日	妊婦健康診査の公費負担額を拡充
		乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の所管を子育て支援課から健康増進課へ変更 妊娠期からの切れ目ない支援を充実
		学校の教室利用に係る協定の締結などの取組により放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の待機児童が解消
		試行的に3校で開設時間を18時までから19時までに延長
平成31年度 (令和元年度) (2019年度)	平成31年 (2019年) 4月1日	門真市子育て世代包括支援センターひよこテラスを開設
		地域子育て支援センター ひよこる～むを開設 地域子育て拠点が南部2か所から南北1か所ずつに
		放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）において全クラブで開設時間を18時までから19時までに延長
	令和元年 (2019年) 7月	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）を開始

(3) 子育てしやすいまちづくりの推進 ●●●●●●●●●●●●●●●●

① **子育て世帯が安心して外出できる環境づくり**

子育て中の親子が外出先で困ることのないよう道路環境の整備など安心して外出できるような環境づくりを進めます。

② **安全・安心に子育てできるまちづくり**

犯罪・事故を未然に防止し、子育て世帯が安全・安心に過ごせるまちづくりを推進します。



交通事故の多い交差点部分や通学路においてのカラー舗装・歩道防護柵の設置や更新、赤ちゃんの駅の設置拡大による安心して外出できる環境づくり、登下校時の見守りや防犯カメラの設置促進・防犯灯のLED化促進等の犯罪抑止等様々な施策で安全・安心のまちづくりを進めてきました。本市における全刑法犯認知件数については、平成26年の2,578件から令和元年には1,343件と約47%減少しています。

今後も**重点施策(3) 地域で子どもを見守る安全・安心のまちづくり**で、虐待・犯罪・事故を未然に防ぐことができるよう地域で子どもを見守っていく体制づくりを進めます。

参考：

門真市第2期子ども・子育て支援事業計画重点施策

(1) 子育てがしやすい環境のさらなる充実

このまちで子どもを産み育てたいと感じられるよう、教育・保育の質の向上や、家庭での子育てを支えるサービスの一層の充実に努めます。

■ 対応する基本施策

- ・基本目標1 一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり
 - 基本施策1 質の高い幼児期の教育・保育の提供及びつながりのある教育の推進
- ・基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり
 - 基本施策1 家庭での子育てを支えるサービスの利用支援
 - 基本施策2 母子保健・医療の充実

(2) つながりのある教育の推進

子どもたちの確かな学力や健全な心身を育成するため、学校等の教育環境の一層の充実を図るとともに、地域や家庭、就学前教育・保育施設、学校間での連携を深め、子どもの発達や学びにおける連続性を確保した教育を推進します。

■ 対応する基本施策

- ・基本目標1 一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり
 - 基本施策1 質の高い幼児期の教育・保育の提供及びつながりのある教育の推進
 - 基本施策2 子どもの教育環境の充実

(3) 地域で子どもを見守る安全・安心のまちづくり

配慮が必要な子どもや家庭に支援が行き届き、子どもたちが巻き込まれる虐待・犯罪・事故等をできる限り未然に防ぐことができるように、子どもを真ん中において地域で子どもたちの成長を見守っていく安全・安心のまちづくりを進めます。

■ 対応する基本施策

- ・基本目標3 子育て家庭を地域のみんなで支える環境づくり
 - 基本施策1 子どもの安全を地域で見守るまちづくり
 - 基本施策2 児童虐待への対応
 - 基本施策4 子どもの未来応援施策の推進

4. 計画期間終了後について

今後は、門真市子ども・子育て支援事業計画を引き継いで令和2年3月に策定した門真市第2期子ども・子育て支援事業計画において、計画期間を令和2年度～令和6年度とし、引き続き基本理念「あふれる笑顔 こどもの輝く未来かどま」を実現できるよう、子育て支援施策を推進してまいります。

門真市子ども・子育て支援事業計画における
 幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施状況について

1 幼児期の教育・保育

【事業概要】

幼稚園は、「幼稚園教育要領」に基づき、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児に対する幼児期の学校教育を行う事業です。
 保育所は、「保育所保育指針」に基づき、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行う事業です。
 認定こども園は、幼稚園、保育所の機能を備え、幼児期の教育・保育、子育て支援サービスを総合的に提供する事業です。
 地域型保育事業は、定員19人以下の少人数単位で0～2歳の子どもを預かる事業です。

【実施状況】

		計画		実施状況	担当課
		量の見込み	確保方策	利用児童数 (各年度3/1時点)	
27年度	1号認定 (※)	896人	1,543人	1,327人	保育幼稚園課・ こども政策課
	2号認定	1,257人	1,175人	1,207人	
	3号認定	958人	826人	888人	
28年度	1号認定 (※)	895人	1,505人	1,135人	
	2号認定	1,256人	1,237人	1,300人	
	3号認定	955人	883人	893人	
29年度	1号認定 (※)	893人	1,505人	1,100人	
	2号認定	1,254人	1,261人	1,348人	
	3号認定	954人	918人	956人	
30年度	1号認定 (※)	904人	1,290人	998人	
	2号認定	1,381人	1,365人	1,335人	
	3号認定	1,112人	1,101人	1,022人	
令和 元年度	1号認定 (※)	779人	1,337人	904人	
	2号認定	1,391人	1,532人	1,315人	
	3号認定	1,254人	1,310人	1,101人	
令和 2年度 新計画での 量の見込み	1号認定 (※)	789人	1,771人	※参考	
	2号認定	1,405人	1,475人		
	3号認定	1,003人	1,201人		
【量の見込みと大幅にずれている場合】 原因として考えられること	就労している保護者の増加等により、全就学前児童のうち保育を必要とする児童の割合は継続して増加している状況ではあるが、それよりも就学前児童の数の減少が急激であるため、すでにピークを超えた状況であり、子どもの減少に伴って利用児童も減少しつつある。				
計画期間（平成27年度～令和元年度）の間の事業進捗・改善内容	計画に基づく施設整備等により、平成27年4月時点から比較し、計画期間で742名の保育定員を拡充した。このことにより、就学前教育・保育施設等の定員超過状態が解消し、平成28年度・平成29年度と発生していた年度当初時点の待機児童も解消した。				
今後（第2期計画以降）の方向性	計画に基づき、積極的な施設整備を進めてきた結果、既存の施設で幼児期の教育・保育のニーズを満たすことができると考えられる。今後は子どもの増加のため、子どもを産み育てたいと思える子育てに魅力あるまちづくりに努めるとともに、ニーズ量に合わせた利用定員の調整を検討していく。				

※ 1号認定数と3月分の施設等利用給付人数の合計数を記載しています。

2 利用者支援事業

【事業概要】

子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。

【実施状況】

		計画		実施状況	担当課
		量の見込み	確保方策	実施箇所数	
27年度	実施箇所数	2か所	2か所	1か所	保育 幼稚園課 ・ 子育て支援課 ・ 健康増進課
28年度		2か所	2か所	1か所	
29年度		2か所	2か所	2か所	
30年度		2か所	2か所	2か所	
令和元年度		2か所	2か所	3か所	
令和2年度 新計画での見込み		3か所	3か所	※参考	
【量の見込みと大幅にずれている場合】 原因として考えられること		従来から実施していた特定型と保健福祉センター（健康増進課）における母子保健型に加え、ワンストップでの相談体制を充実させるために、保健福祉センター内に設置した地域子育て支援センターに基本型を併設し、見込み数を超える計3か所とした。			
計画期間（平成27年度～令和元年度）の間の事業進捗・改善内容		平成27年度より特定型を開始し、平成29年度より母子保健型を開始。 令和元年度より、ワンストップでの相談体制を充実させるために、保健福祉センター内にて母子保健型と基本型が連携して子育て世代包括支援センターを立ち上げた。			
今後（第2期計画以降）の方向性		各機関と連携して、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、ワンストップで相談できる体制の充実に向けて取り組む。			

3 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【実施状況】

		計画		実施状況	担当課
		量の見込み	確保方策	利用状況	
27年度	年間延べ 利用人数	9,823人	—	17,565人	子育て 支援課
	実施箇所数	—	2か所	2か所	
28年度	年間延べ 利用人数	9,311人	—	18,029人	
	実施箇所数	—	2か所	2か所	
29年度	年間延べ 利用人数	9,027人	—	17,651人	
	実施箇所数	—	2か所	2か所	
30年度	年間延べ 利用人数	17,721人	—	15,531人	
	実施箇所数	—	2か所	2か所	
令和 元年度	年間延べ 利用人数	17,721人	—	13,000人	
	実施箇所数	—	2か所	2か所	
令和 2年度 新計画での見 込み	年間延べ 利用人数	15,997人	—	※参考	
	実施箇所数	—	2か所		
【量の見込みと大幅にずれている場合】 原因として考えられること		保育施設等における待機児童の解消に伴い、利用の対象となる児童が減少していることが影響している。			
計画期間（平成27年度～ 令和元年度）の間の事業進 捗・改善内容		市南部地域に子育て支援拠点が集中していたため、市北部地域の子育て家庭の利便性が課題であったが、平成31年4月1日より保健福祉センター内に地域子育て支援センター「ひよこる～む」を開設することで課題を解消できた。			
今後（第2期計画以降）の 方向性		子育て中の親子が気軽に集え、親子の交流や子育てについての悩み相談・助言その他の援助を行うため、アンケートを実施し、プログラムの充実を図るなど、利用しやすく、ニーズに沿った運営を行うよう引き続き努めます。			

4 妊婦健康診査

【事業概要】

母子保健法に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【実施状況】

		計画		実施状況	担当課	
		量の見込み	確保方策	利用状況		
27年度	年間受診のべ人数	12,418人	—	10,828人	健康増進課	
	実施体制		実施機関：大阪府内妊婦健康診査取扱医療機関 （大阪府以外の医療機関で受診された場合、償還払いにて対応可） 検査内容： ・健康状態の把握（問診、診査など） ・血圧、体重測定 ・血液検査 ・尿化学検査 ・超音波検査 ・子宮頸がん検査 ・B群溶血性レンサ球菌、クラミジア	実施機関：大阪府内妊婦健康診査取扱医療機関 （大阪府以外の医療機関で受診された場合、償還払いにて対応可） 検査内容： ・健康状態の把握（問診、診査など） ・血圧、体重測定 ・血液検査 ・尿化学検査 ・超音波検査 ・子宮頸がん検査 ・B群溶血性レンサ球菌、クラミジア		
28年度	年間受診のべ人数	12,068人	—	11,014人		
	実施体制	—	27年度実施体制と同じ	27年度実施体制と同じ		
29年度	年間受診のべ人数	11,746人	—	9,567人		
	実施体制	—	27年度実施体制と同じ	27年度実施体制と同じ		
30年度	年間受診のべ人数	11,466人	—	9,688人		
	実施体制	—	27年度実施体制と同じ	27年度実施体制と同じ 30年度から公費負担額を増額		
令和元年度	年間受診のべ人数	11,214人	—	9,099人		
	実施体制	—	27年度実施体制と同じ	30年度実施体制と同じ		
令和2年度 新計画での見込み	年間受診のべ人数	9,155人	—	※参考		
	実施体制	—	27年度実施体制と同じ			
【量の見込みと大幅にずれている場合】 原因として考えられること		妊娠届出数が減少しているため、受診のべ人数が見込みよりも少ないと考えられる。 (妊娠届出数：平成28年度870人→令和元年度798人)				
計画期間（平成27年度～令和元年度）の間の事業進捗・改善内容		平成30年度より、12万円に増額。妊娠中、14回の公費負担【1回目20,000円、6・8・13回目10,000円、2～5・7・9～12・14回目6,000円＋補助券10枚（1枚あたり1,000円）の合計120,000円】を実施。妊娠届出時に交付し、公費負担券の利用方法などの説明実施。併せて、無料の妊娠歯科健康診査受診券も交付（平成29年度より）。				
今後（第2期計画以降）の方向性		これまでに引き続き、妊娠期の妊娠高血圧症候群等の予防や飛び込み出産のリスクを防止することによる母子の健康保持や、健診の経済的負担を軽減し、安心して出産を迎えることができるよう、さまざまな機会を通じて妊娠健康診査の受診を促すとともに、健診費用の一部を助成し、受診の促進を図ります。				

5 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

【事業概要】

生後4か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問するとともに、子育て支援に関する情報提供並びに支援の必要な家庭に対する助言を行い、子育ての孤立化を防ぐための事業です。

【実施状況】

		計画		実施状況	担当課
		量の見込み	確保方策	利用状況	
27年度	利用実人数	829人	—	822人	子育て支援課 ↓ H30年度より健康増進課
	実施体制	—	実施体制： 約10人の訪問員により対象家庭を訪問 委託先： 市内に在住し子育て事情に精通するとともに、地域環境を把握している子育て経験者等に委託して実施	実施体制： 約11人の訪問員により対象家庭を訪問 委託先： 市内に在住し子育て事情に精通するとともに、地域環境を把握している子育て経験者等に委託して実施	
28年度	利用実人数	806人	—	901人	
	実施体制	—	27年度実施体制と同じ	27年度実施体制と同じ	
29年度	利用実人数	784人	—	802人	
	実施体制	—	27年度実施体制と同じ	実施体制： 約9人の訪問員により対象家庭を訪問 委託先：27年度と同じ	
30年度	利用実人数	820人	—	478人	
	実施体制	—	27年度実施体制と同じ	健康増進課に移管 実施体制： 約8人の訪問員により対象家庭を訪問 委託先：27年度と同じ	
令和元年度	利用実人数	820人	—	435人	
	実施体制	—	27年度実施体制と同じ	約13人の訪問員により対象家庭を訪問	
令和2年度 新計画での見込み	利用実人数	437人	—	※参考	
	実施体制	—	実施体制： 約10人の訪問員により対象家庭を訪問 委託先： 市内に在住し子育て事情に精通するとともに、地域環境を把握している子育て経験者等に委託して実施		
【量の見込みと大幅にずれている場合】 原因として考えられること		妊娠期からの切れ目ない支援体制の充実のため、平成30年度より、子育て支援課から健康増進課に事業を移管。「乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン」により、本事業は母子保健法における新生児訪問等の乳児に対する訪問指導と併せて実施することが可能であるため、新生児訪問を実施した件数を除いて実施していることによると考えられる。			
計画期間（平成27年度～令和元年度）の間の事業進捗・改善内容		平成30年度より、子育て支援課から健康増進課に事業を移管。妊娠届出時の全数面接や産後二週間電話フォローで得られた情報を確実に結びつけることで、対象者の状況に応じた訪問支援を提供するとともに、訪問結果を4か月児健診に適切につなげ、妊娠期からの切れ目ない支援体制の充実に努めた。			
今後（第2期計画以降）の方向性		これまでに引き続き、育児不安などに関する相談・助言・健診の案内・子育て支援サービスの情報提供を行い、子育ての孤立化を防ぎます。			

6 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要と判断された家庭に対して、保健師、保育士、ヘルパー等子育て経験者等が、居宅訪問し、養育に関する助言指導等を行う事業です。

【実施状況】

		計画		実施状況	担当課
		量の見込み	確保方策	利用状況	
27年度	利用実人数	6人	—	9人	子育て支援課
	実施体制	—	実施体制：約10人 委託先：民間のヘルパー会社等に委託し実施	実施体制：約9人 委託先：民間のヘルパー会社等に委託し実施	
28年度	利用実人数	6人	—	8人	
	実施体制	—	27年度実施体制と同じ	27年度実施体制と同じ	
29年度	利用実人数	6人	—	2人	
	実施体制	—	27年度実施体制と同じ	実施体制：8人 委託先：27年度と同じ	
30年度	利用実人数	6人	—	2人	
	実施体制	—	27年度実施体制と同じ	実施体制：7人 委託先：27年度と同じ	
令和元年度	利用実人数	6人	—	7人	
	実施体制	—	27年度実施体制と同じ	実施体制：6事業所 委託先：27年度と同じ	
令和2年度 新計画での見込み	利用実人数	9人	—	※参考	
	実施体制	—	実施体制：7か所 民間のヘルパー会社等に委託し実施		
【量の見込みと大幅にずれている場合】 原因として考えられること		—			
計画期間（平成27年度～令和元年度）の間の事業進捗・改善内容		養育支援が特に必要と判断された家庭を対象に、養育支援訪問員の派遣等により助言指導などを実施することで、重篤な児童虐待の発生を防ぐことができた。また、令和元年度より拡充し、産前産後のハイリスク妊産婦への支援を開始。適切な養育環境の確保に努めている。			
今後（第2期計画以降）の方向性		対象者の要望に即した柔軟な支援方法を構築する必要がある。国の動向も踏まえながら、養育支援訪問事業の在り方を引き続き検討していく必要がある。			

7 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、施設等で必要な保護を行う事業です。

【実施状況】

		計画		実施状況	担当課
		量の見込み	確保方策	利用状況	
27年度	年間延べ利用人数	79人	0人	実施なし	子育て支援課
28年度		76人	0人	実施なし	
29年度		74人	74人	実施なし	
30年度		72人	72人	実施なし	
令和元年度		69人	69人	5人	
令和2年度 新計画での見込み		75人	75人	※参考	
【量の見込みと大幅にずれている場合】 原因として考えられること		周知はしているものの、事業開始の初年度のため、事業について市民に広く知れ渡っていないことが原因の一つと考えられる。また、事業開始月から問合せは月に数件ほどあったが、利用の調整をしていくなかで、代替の預かり先が見つかった等の理由から、実際の利用には至らなかったケースがあった。実施施設の距離が本市から離れていることも影響していると考えられる。			
計画期間（平成27年度～令和元年度）の間の事業進捗・改善内容		保護者の病気その他の理由で、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行うことができるよう、令和元年7月に事業を開始。受入れ先として、5施設と委託契約を締結。			
今後（第2期計画以降）の方向性		疾病や仕事、育児疲れ等による保護者のニーズを見極め、安心して一時預かりを利用できるよう、預かり先の拡充等、更なる環境整備を行っていきたい。また引き続き、広報紙、地域情報誌、市ホームページ、窓口等で事業の周知に努めたい。			

8 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、有償で子どもを自宅で預かるなどの相互援助活動事業です。

【実施状況】

		計画		実施状況	担当課
		量の見込み	確保方策	利用状況	
27年度	年間延べ利用人数	784人	784人	790人	子育て支援課
28年度		754人	754人	911人	
29年度		728人	728人	794人	
30年度		698人	698人	497人	
令和元年度		676人	676人	311人	
令和2年度 新計画での見込み		522人	522人	※参考	
【量の見込みと大幅にずれている場合】 原因として考えられること		減少の理由としては、政府が推し進める働き方改革による各企業のワークライフバランスの取り組みの進展や一時預かり事業の充実、保育施設等における待機児童の解消、保育料無償化等本市における子育て支援制度の充実が影響している。			
計画期間（平成27年度～令和元年度）の間の事業進捗・改善内容		幼稚園・保育所・認定こども園等や放課後児童クラブなどの送り迎えなどの子育て支援の援助を行う人（協力会員）と援助を必要とする人（依頼会員）の相互支援活動を推進してきました。平成27年度から会員向け講習を受け、新たに会員になった数としては21人。			
今後（第2期計画以降）の方向性		今後は会員向け講習の受講のしやすさや活動の行いやすさなどに関してアンケートを実施し、会員のニーズを踏まえた制度の見直しを行い、活動の活性化をめざす。また、会員の増員に向け、引き続き事業の周知に努めます。			

9 一時預かり事業

【事業概要】

保護者の疾病等により一時的に保育を必要とする子どもに対して一時預かりを実施する事業です。

【実施状況】

			計画		実施状況	担当課
			量の見込み	確保方策	利用状況	
27年度	年間延べ 利用 人数	幼稚園 ※1	23,837人	23,837人	4,567人 (25,023人※3)	保育 幼稚園課
		保育所 ※2	8,880人	8,880人	7,967人	
28年度		幼稚園 ※1	23,389人	23,389人	7,861人 (18,644人※4)	
		保育所 ※2	8,566人	8,566人	6,565人	
29年度		幼稚園 ※1	22,573人	22,573人	8,937人 (17,677人※5)	
		保育所 ※2	8,286人	8,286人	5,282人	
30年度		幼稚園 ※1	21,918人	21,918人	9,760人 (20,949人※6)	
		保育所 ※2	8,057人	8,057人	5,155人	
令和 元年度		幼稚園 ※1	20,780人	20,780人	9,392人 (20,377人※7)	
		保育所 ※2	7,749人	7,749人	3,874人	
令和 2年度 新計画での見 込み	幼稚園	25,937人	25,937人	※参考		
	保育所 ※2	5,087人	5,087人			
【量の見込みと大幅にずれている場合】 原因として考えられること			定員拡充や施設整備などで保育施設全体の受け入れ枠が増加し、一時預かり事業を利用していた児童が保育施設を利用できるようになったと思われる。			
計画期間（平成27年度～令和元年度）の間の事業進捗・改善内容			年間延べ利用人数について、一般型は減少しているものの、幼稚園型については、就労する女性が増えたことにより、増加傾向である。			
今後（第2期計画以降）の方向性			一般型及び幼稚園型ともに一定の利用ニーズに対応出来ているため、今後も引き続き、事業を継続していく必要がある。			

※1 私学助成の私立幼稚園による預かり保育及び認定こども園や新制度の幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）の利用人数

※2 幼稚園の在園児を対象とした一時預かり以外の一時預かり（一般型）の利用人数

※3 【参考】私学助成の私立幼稚園による預かり保育平成27年度年間延べ利用人数（6園20,456人（市民（推計））を含めた数

※4 【参考】私学助成の私立幼稚園による預かり保育平成28年度年間延べ利用人数（4園10,783人（市民（推計））を含めた数

※5 【参考】私学助成の私立幼稚園による預かり保育平成29年度年間延べ利用人数（4園8,740人（市民（推計））を含めた数

※6 【参考】私学助成の私立幼稚園による預かり保育平成30年度年間延べ利用人数（3園11,189人（市民（推計））を含めた数

※7 【参考】私学助成の私立幼稚園による預かり保育令和元年度年間延べ利用人数（3園10,985人（市民（推計））を含めた数

10 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【実施状況】

			計画		実施状況	担当課
			量の見込み	確保方策	利用状況	
27年度	利用 実人 数	北部	310人	310人	462人	保育 幼稚園課
		南部	222人	222人	269人	
		合計	532人	532人	731人	
28年度		北部	299人	299人	508人	
		南部	215人	215人	307人	
		合計	514人	514人	815人	
29年度		北部	290人	290人	538人	
		南部	207人	207人	374人	
		合計	497人	497人	912人	
30年度	北部	575人	575人	525人		
	南部	337人	337人	338人		
	合計	912人	912人	863人		
令和 元年度	北部	611人	611人	497人		
	南部	427人	427人	435人		
	合計	1,038人	1,038人	932人		
令和 2年度 新計画での見 込み	北部	553人	553人	※参考		
	南部	420人	420人			
	合計	973人	973人			
【量の見込みと大幅にずれている場合】 原因として考えられること			-			
計画期間（平成27年度～令和元年度）の間の事業進捗・改善内容			保育所・認定こども園・小規模保育事業の設置箇所数や在籍者数の増加に伴い、平成27年度から比較すると利用人数は増加しており、延長保育事業を実施する体制を整えることができた。			
今後（第2期計画以降）の方向性			引き続き、保育所・認定こども園・小規模保育事業において、保育時間の延長が必要な子どもの保育を実施できる体制を継続する。			

11 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、医療機関等に付設された専用スペース等で児童を一時的に預かる事業です。

【実施状況】

		計画		実施状況	担当課
		量の見込み	確保方策	利用状況	
27年度	年間延べ利用人数	994人	994人	736人	保育 幼稚園課
28年度		959人	959人	743人	
29年度		928人	928人	884人	
30年度		902人	902人	438人	
令和元年度		867人	867人	145人	
令和2年度 新計画での見込み		3,651人	3,651人 病児： 北部2南部1 病後児： 北部1南部1	※参考	
【量の見込みと大幅にずれている場合】 原因として考えられること	北部に病児保育室1施設、平成29年度には南部に病後児保育室1施設を設置し、年間延べ利用人数についても年々増加傾向にあったが、病児保育室ティールグルの休室・閉室により量の見込みと実績に大幅な乖離が生じることとなった。				
計画期間（平成27年度～令和元年度）の間の事業進捗・改善内容	設置箇所数は北部地域の病児保育室1か所であったが、平成29年度には智島保育園による病後児保育室が開設し、南部地域のニーズにも一定対応できるように改善を行った。しかしながら、令和2年1月末で既存の病児保育室ティールグルが閉室となったため、今後、早急に新たな病児保育室を設置する必要がある。				
今後（第2期計画以降）の方向性	量の見込みを確保するため、令和2年度秋ごろに、市の北部地域で新たな病児保育室を開設する予定である。今後、実際の利用状況や利用ニーズを踏まえ適切な事業実施に努める。				

12 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

【実施状況】

		計画		実施状況	担当課
		量の見込み	確保方策	利用状況	
27年度	登録児童数	1,360人	1,360人	1,360人	子育て 支援課
28年度		1,306人	1,306人	1,411人	
29年度		1,254人	1,254人	1,570人	
30年度		1,592人	1,592人	1,560人	
令和元年度		1,656人	1,656人	1,559人	
令和2年度 新計画での見込み		1,561人	1,561人	※参考	
【量の見込みと大幅にずれている場合】 原因として考えられること	-				
計画期間（平成27年度～令和元年度）の間の事業進捗・改善内容	4月1日時点における待機児童数は平成27年度8人、平成28年度6人、平成29年度22人、平成30年度0人、令和元年度0人であった。令和2年4月1日時点も待機児童は発生しなかった。引き続き待機児童ゼロをめざし、受け入れ体制を確保する。				
今後（第2期計画以降）の方向性	市内の全小学校において引き続き放課後児童クラブを実施し、適切な遊びと生活の確保や異学年との交流を通じた集団活動を推進することにより、放課後における児童の健全育成を図ります。引き続き待機児童の解消を図るための取組や、より良い環境での保育の提供など充実に努めます。				

※ 各年度5月1日時点

門真市子ども・子育て支援事業計画 各事業の進捗状況表

計画内容				令和元(平成31)年度の取組内容					令和2年度(第2期計画)以降の方向性		計画期間(平成27年~令和元年度)の進捗内容	担当課		
基本目標	基本施策	No.	個別施策	取組内容	取組内容	実績等	総事業費(千円)	評価	評価理由・課題・改善点	今後の方向性			「継続」以外の理由	
1 一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり														
1 幼児期の教育・保育の提供														
		1	総合的な幼児教育・保育の提供	乳幼児期の子どもに対し、保育の必要性に応じた保育を提供するとともに、発達段階に応じた豊かな感性を養い基本的な生活習慣を身につけるなど人格形成の基礎を培うための総合的な幼児教育・保育の提供を行います。	市内公私立の保育所・認定こども園及び幼稚園における就学前教育・保育の充実を図るため、各種研修会等を通して公私間の交流や連携を一層強化し、相互の保育内容を知ることにより、課題の発見等に努めた。民間保育所等における保育環境や保育サービスの充実が図られるよう、各園の取り組みに対し、補助を実施した。	年間延べ利用者数(1号~3号) 32,346人 委託含む	378,956	A	本市の各施設・事業において、より一層の充実等が図られるよう、各施設間の交流や連携をさらに強化し、課題解決に努める必要がある。	継続		各園長会を通じて連携の強化を図った。民間保育所等における保育環境や保育サービスの充実が図られるよう、各園の取組みに対する補助について、継続的に実施するとともに見直しも行った。	保育幼稚園課	
		2	幼稚園・保育所・認定こども園等の相談機能の充実・強化	幼稚園・保育所・認定こども園等における、地域の子育て家庭に対する相談、情報発信等の機会を充実し、身近な地域での相談機能の強化を図ります。	子育て中の親子が気軽に集い、子育てについて相談できる場を整備するとともに、遊び方のアドバイスや育児に関する情報提供を通して、親同士、子ども同士の交流を図り、育児負担の軽減を図るため、公立こども園等において園庭開放や絵本読み聞かせを開催し、相談の場を提供した。	公立保育所 園庭開放 42回 絵本の読み聞かせ 10回 公立こども園 園庭開放 190回 絵本の読み聞かせ 10回 園庭開放7回 体験入園1回	36,238	A	園庭開放や絵本の読み聞かせ等に定期的に参加される親子が多く、入園希望の下見として見学を兼ねて来られるケースや、保育士や看護師に相談・助言を求めるケース等、地域の子育て機関としての需要はあり、継続的な活動は必要と思われる。	継続		地域の親子が気軽に集い、子育てについて相談できる場を整備してきた。工事等により、園で実施できない場合は、保健福祉センターのプレイルームを利用し実施した。こども園に地域支援の部屋ができたことにより常時地域支援が行えるようになった。	保育幼稚園課	
		3	幼稚園教諭・保育士の資質の向上	新制度における保育の量の確保に加え、教育・保育の質の確保を行うため、幼稚園教諭・保育士の資質及び専門性の向上を図るための研修等の受講を促進します。また、幼保連携型認定こども園を推進するために必要な保育教諭を確保するため、幼稚園教諭と保育士の免許資格併用を促進します。	幼児教育・保育についての理解を深めるとともに、指導力の向上を図るため、幼稚園教諭・保育士等を対象に講演会や研修会を開催した。また、民間保育所等に対し、研修に係る費用を補助した。	門真市公立幼稚園協議会 講演会 門真市立就学前教育・保育教員研修会 門真市立就学前教育・保育教員人権研修会 門真市保育研修委員会研修	5,136	A	公立幼稚園・保育所や私立幼稚園・保育所等との連携を視野に、合同研修会や講演会を実施することにより、就学前教育・保育の充実に向けて意識と指導力の向上に努めた。また、幼稚園教諭免許と保育士資格併有については、取得及び更新の手続きを、各職員がすすめているところである。	継続		市主催の研修を市内施設にも周知し民間園の参加も増え合同での研修が定着してきた。	保育幼稚園課	
		4	教育・保育施設的环境整備	教育・保育施設の老朽化や耐震化の必要性に応じ、施設の安全性を確保するため、計画的な教育・保育施設的环境整備を行い、安全・安心な教育・保育の場の確保に努めます。	旧南幼稚園については園舎等撤去工事が令和元年8月末に竣工した。旧南保育園・浜町保育園本園舎については令和2年3月末に実施設計が完了した。大和幼稚園についてはブロック塀撤去及び新設工事が令和2年3月末に完了した。浜町保育園仮園舎については、令和元年11月末に改修工事が完了した。	旧南幼稚園園舎等撤去工事 旧南保育園園舎等撤去工事実施設計業務委託料 浜町保育園本園舎等撤去工事実施設計業務委託料 大和幼稚園ブロック塀撤去及び新設工事	66,467	A	旧南保育園・浜町保育園本園舎については令和2年度中に撤去工事を行う。	継続		浜町保育園については、平成30年4月から仮園舎新築工事に着手し、7月30日から仮園舎での保育を開始した。引き続き8月1日から本園舎の耐震補強工事に着手した。建設当時の施工不良が判明したため、工事中止となり、当面の借、仮設園舎で保育を継続するため、仮園舎のリース契約を3年間延長する契約を締結した。また、園児にとって、より安全・安心な保育環境を提供するため、仮設園舎の増築・遊具用扉・電子錠門の設置等の改修工事の契約も行った。	保育幼稚園課	
		5	認定こども園の普及	保護者の就業状況に関わらず、すべての子どもに幼児期の教育・保育が提供され、保護者の新たな選択肢の一つとなる認定こども園の普及を促進します。	認定こども園への移行及び定員拡充、認定こども園の新設を希望している施設に対し、施設整備にかかる補助金を交付した。また、認定こども園への移行を希望する施設及び認定こども園の新設を希望する事業者に対し、円滑な移行、新規認可を支援した。	・定員拡充を希望する認定こども園1園及び認定こども園の新設1園に対し門真市保育所等整備補助金を交付した。 ・認定こども園への移行及び新設を希望する施設が円滑に移行できるよう、大阪府への申請段階から支援を行い、令和元年6月より1園移行・1園新規開園、令和2年4月より1園が移行した。	門真市保育所等整備補助金 223,016 (認定こども園以外の施設も含む)	A	認定こども園への移行を希望する施設の移行2園、認定こども園の新設1園を完了したため。	縮小	移行を希望する保育所・幼稚園の認定こども園への移行はおおむね完了したと考えられるため。今後も整備を伴わない認定こども園への移行希望があれば随時対応する。	積極的な認定こども園への移行支援を行った結果、平成27年4月と比較し、令和2年4月時点で保育所・幼稚園から10園が認定こども園に移行し、認定こども園1園が新規開園した。保護者が就学前教育・保育の選択肢として認定こども園の利用を検討することができる状況となっている。	こども政策課	
		6	公立施設のあり方の検討	今後のさまざまな教育・保育ニーズに対応した総合的な教育・保育を提供するため、南幼稚園・南保育園の老朽化による建替えを機に、公立園の認定こども園化を目指すとともに、公立・私立の役割分担を明確化し、その他の公立施設については、認定こども園への移行も含め、あり方を検討します。	附属機関として門真市公立園最適化検討委員会を設置し、会議を行い公立園の在り方について検討を行った。その答申に基づき、門真市公立園最適化基本方針策定委員会にて検討を重ね、門真市公立園最適化基本方針を策定し、今後の公立園のあり方について方向性を示した。	令和2年3月に門真市公立園最適化基本方針を策定し、今後の公立園のあり方について方向性を示した。	門真市公立園最適化検討委員会委員報酬等 302	A	公立園のあり方について議論を進め、基本方針の作成に至ったため。	継続	-	老朽化が進んでいた南保育園、南幼稚園を統合して公立のこども園を新設し、平成30年4月1日より砂子みなみこども園として開園、市南部の保育拠点とした。また、令和元年度には門真市公立園最適化基本方針を策定し、今後の公立園のあり方について方向性を示した。	こども政策課	
2 就学前教育・保育施設及び小学校間の連携														
		1	幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校等との連携強化	総合的な就学前教育・保育を行うため、合同研修やさまざまな交流の場を確保し、幼稚園・保育所・認定こども園等での連携を深めます。また、小学校への円滑な接続を行えるよう、合同研修や幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の情報交換や課題検討等の機会を通じて相互の連携強化を図り、就学前後の途切れない育ちの確保に努めます。	公立幼稚園・保育所・認定こども園や私立幼稚園・保育所・認定こども園等との連携を視野に、合同研修会や講演会を実施することにより、就学前教育・保育の充実に向けて意識と指導力の向上に努めた。 中学校区ごとの幼・小・中の教職員が一堂に会する連携会議を開催し、公私立幼稚園及び小・中学校の教職員が、学びや生活の連続性について協議しながら、就学前から中学校卒業までの一貫した教育のあり方について研究を行った。	2年目研修の受入 合同研修を実施	-	A	2年目研修(小学校教諭)は、公立幼稚園・保育所・認定こども園で受入。園の状況を実際に見て、保育の経験をしていただけなので交流としては非常に意味がある。また、合同研修は、公私立共に参加者が多く、資質の向上と共に、交流の場としても有意義である。	継続		市主催の研修を市内民間施設にも周知し、民間園の参加も増えた。職員等の資質の向上と共に、交流の場としても有意義である。	保育幼稚園課	
								O	A	就学前後の途切れない子どもの育成に向けた「めざす子ども像」は作成・共有できている。今後必要に応じて見直し、それぞれの機関で一貫教育を見通した取組を実践していくことが求められる。	継続		幼・小・中の連携が深まり、就学前から中学校までの途切れない子どもたちの育成を行う取組に資することができたと考える。	学校教育課

計画内容				令和元（平成31）年度の取組内容					令和2年度（第2期計画）以降の方向性		計画期間（平成27年～令和元年度）の進捗内容	担当課		
基本目標	基本施策	No.	個別施策	取組内容	取組内容	実績等	総事業費（千円）	評価	評価理由・課題・改善点	今後の方向性			「継続」以外の理由	
		2	就学前教育・保育カリキュラムの作成	すべての場で育つ子どもに対して、乳幼児期に大切にしている基本的な心身の発達や学びを確保するため、本市としての「めざす子ども像」や理念を検討し、幼・保共通のカリキュラムを作成します。	就学前教育・保育共通カリキュラムを増刷し広く行き渡るよう各施設に配布した。また、保護者や市民向けに概要版を作成した。	就学前教育・保育共通カリキュラム1,000部 就学前教育・保育共通カリキュラム概要版1,000部 実践報告研修は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止。	600	A	本カリキュラムを増刷し各施設に追加配布し、理解を深めるとともに、概要版を年度内に作成する等、保護者等への理解促進を図った。	継続		平成30年3月に「門真市就学前教育・保育共通カリキュラム」が完成し、各施設に配布。その後、増刷による追加配布や保護者等向けの概要版を作成し、本カリキュラムの普及に努めた。 また、公立園を中心に実践報告会等を通じて、本カリキュラムの活用と実践を進め、教育・保育職員と小学校教諭の育てたい子どもの姿や育ちの共有等を図った。	保育幼稚園課	
3 子どもの教育環境の充実														
		1	学校等の教育環境の充実	より落ち着いた環境でのきめ細やかな教育を行い、児童・生徒が安心して過ごせるよう35人学級を維持するなど、教育環境の充実に努めます。また、学校と地域、家庭等との連携を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。	小学校5・6年生及び中学校1年生においてきめ細かな教育環境づくりのために市費負担教員を配置した。また、市費負担教員の配置されていない学校15校に学校サポートスタッフを置き、教員事務負担の軽減を図った。 全ての学校に学校評議員を置き、地域・家庭・学校の連携を図りながら学校運営を推進した。	任期付教員の配置により、1学級あたりの児童の人数が減ることにより児童生徒が落ち着いた環境の中で一層安心して学ぶことが可能となった。また、学校サポートスタッフによって教員の事務負担軽減が進み、児童との関わりや教材研究にかけられる時間が増加したと考えている。	46,064	A		継続		市費負担教職員や学校サポートスタッフの配置等により、各学校における教育環境の充実が図れたと考えている。全国学力・学習状況調査等の結果からも、少しずつはあるが改善の傾向が見られる。	学校教育課	
		2	健やかな体の育成	子どもの体力低下傾向が進む中、さまざまな機会を通して子どもがスポーツに積極的に触れるための機会を増やし健康の増進や体力の向上を図る取組を進めます。また、総合型地域スポーツクラブ「門真はすねクラブ」と協働し、子どもを含めたスポーツの振興に努め、子どもの健やかな体の育成に努めます。	全国体力・運動能力、運動習慣等調査を適切に実施し、児童・生徒の体力や運動能力実態の把握に努め、各学校において体力の向上を図る取り組みを推進した。トップアスリート小学校ふれあい事業の参加等、大阪府教育庁の事業を活用し、学校の状況に合わせて、体力向上に努めた。 市内スポーツ・レクリエーション団体により設立された門真市生涯スポーツ推進協議会と協働して、スポーツ・レクリエーション事業の一環として、子どもから高齢者まで誰もが参加することで、競技力向上に資する「門真市民総合体育大会」、及びスポーツ・レクリエーション活動のきっかけづくりとしてのスポーツの祭典「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」を実施した。また、年間を通してスポーツ教室等を実施し健康づくり及び体力づくりへの興味及び関心を高める取り組みをした。	調査の分析を行い、学校に対して調査結果を報告するとともに、各学校の体力向上を図る取り組みの把握に努めた。 門真市生涯スポーツ推進協議会と協働して、門真市民総合体育大会、かどま市スポーツ・レクリエーションフェスティバル2018 参加者数 約2,900人 スポーツ教室等 参加者数 460人		0	A	各学校で調査結果に基づき体力向上を図る取り組みを推進している。 門真市生涯スポーツ推進協議会に参画する各種スポーツ団体がノウハウを活かし、子どもから高齢者までが参画できるような企画運営し、スポーツ・レクリエーション事業の一環として、「門真市民総合体育大会」、「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」のほか、年間を通してスポーツ教室等を実施したことにより、多くの市民の参加を得ることができた。今後も、同協議会主催の事業だけでなく、他団体が実施するスポーツ事業とも積極的に連携し、周知を強化することで、子どもたちをはじめとした市民のスポーツ活動への参画を促す必要がある。	継続		教育課程に基いて指導を行うとともに、全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果を活用しながら、児童・生徒の体力の向上を図る取組を各学校において継続して推進することができている。 生涯スポーツ推進協議会と協働にて、例年どおり5月から8月にかけて、「門真市民総合体育大会」11月に「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」を実施したことに加えて、令和元年度より、年間を通してスポーツ教室等を実施することにより8月にニュースポーツ体験教室を実施することができたことにより、子どもから高齢者まで誰もがそれぞれのライフステージに応じたスポーツ活動に参画することができた。	学校教育課
		3	豊かな心の育成	生命を大切に、他人を思いやる心や公正さを重んじる心、伝統や文化を尊重する心など、人格形成の基盤となる豊かな心を育成するため、さまざまな体験活動や道徳教育の充実を図ります。	道徳教育推進教師を中心に、学校全体として計画的・協働的な道徳教育の指導体制を構築を図った。定期的な道徳教育推進教師連絡会を開催し、各小・中学校での取組や実践の交流を行い、自尊感情や規範意識を高める取組を推進した。	道徳教育推進協議会および道徳授業づくり研修3回開催 全小・中学校において道徳の授業研究を実施。		0	A	自尊感情・自己肯定感を高める取組内容の工夫を行うとともに、体系的な道徳教育について9年間を見通した取組を工夫し道徳の教科化に対応した研究を推進している。	継続		道徳教育推進教師を中心に、各学校において道徳の指導方法の校内研究を推進し、教育課程に基づいて「特別的道徳」の授業を各学校において実践し、その取り組みを授業づくり研修等を通して交流を図った。	学校教育課
		4	生活習慣の定着	基本的な生活習慣の定着を図るため、園や学校からの情報発信を行い、生活習慣の重要性を保護者に呼びかけていくとともに、地域やPTA等とも連携を強化しながら取組を進めます。	府教育庁が推進する「3つの朝運動」を学校を通して保護者・児童生徒に周知し、「朝のあいさつ」「朝食の摂取」「朝読書の取組」を学校と家庭が連携して取組を推進した。 公立幼稚園・保育所・認定こども園では、各園で毎月発行している「園だより」にて、保護者に生活習慣の重要性について呼びかけたり、歯磨き指導や手洗い指導等子どもへの指導も行っている。また、私立保育施設等においても同様の取り組みを行っている。	全ての学校で「3つの朝運動」の取組が実施されている。 毎月園だよりにて、保護者への呼びかけ実施。6月の虫歯予防デーを機に歯磨き指導、各園随時手洗い指導、食育の一環として「食べる」ことへ興味関心をもたせる保育・教育等実施。		0	A	朝の生活習慣づくりを通して、学習活動への意欲や姿勢を育むことにつながっていると考えている。できるだけ多くの家庭がこの運動の趣旨を理解し、児童・生徒に対して基本的な生活習慣を定着するようにしていくことが必要である。 保護者に園だよりや個別に生活習慣の重要性について伝えてきた。また各園歯磨きや手洗い変化がみられるケースがある。	継続		府教育庁の推進方針に基づき、各学校において「3つの朝運動」取組の周知と推進を全校において図ることができたと考える。 保護者に園だよりや個別に生活習慣の重要性を伝えてきた。また各園歯磨きや手洗い指導等が楽しく身に付くよう工夫し実施されている。	保育幼稚園課
		5	確かな学力の育成	「門真市版授業スタンダード」に基づいた、児童・生徒が主体的に参加できる授業を展開するとともに、一人ひとりに対応したきめ細かな指導方法や形態等の工夫改善を推進します。	小・中学校教員を対象に授業づくり研修を実施し、授業における学びのプロセス等を示した「門真市版授業スタンダード」と、新学習指導要領に基づき、子どもたちに確実に身に付けていくべき力をつけるための授業づくりを行うための指針である「門真市版授業づくりベーシック」を活用した授業づくりの支援を行った。	門真市教委主催研修「各種授業づくり研修」25回実施	3,242	A	門真市版授業スタンダードは主体的で協働的な学びを推進し、学校の授業の改善に一定の成果があると考えている。門真市版授業づくりベーシックと合わせ、活用を各校に促し、支援を図っていく。	継続		「門真市版授業スタンダード」に加えて「門真市版授業づくりベーシック」を作成し、それらに基づいた主体的・対話的で深い学びを目指す新学習指導要領に基づいた授業づくりを推進することができた。	学校教育課	

計画内容					令和元（平成31）年度の取組内容					令和2年度（第2期計画）以降の方向性		計画期間（平成27年～令和元年度）の進捗内容	担当課	
基本目標	基本施策	No.	個別施策	取組内容	取組内容	実績等	総事業費（千円）	評価	評価理由・課題・改善点	今後の方向性	「継続」以外の理由			
		6	「グローバル」な人材の育成	国際社会において、本市から世界に通用する「グローバル」な人材を育成するため、AETや外国語活動支援員による英語教育を推進するとともに、「めざせ世界へはばたけ事業」では、中学生英語プレゼンテーションコンテスト優秀者に対して海外派遣研修を実施するなど、実践的なコミュニケーション能力の向上に努めます。	小学校においては、英語の堪能な日本人の外国語活動支援員を、中学校においてはNETを効果的に活用し、児童・生徒の英語力の向上を図った。また、小学校外国語教育担当者会と中学校英語担当者会の連携を図った。	市立保育園2園に年間3回程度、市立幼稚園・こども園に年間各15回程度配置市立全小学校5・6年生全学級において毎週1日配置市立全中学校全学級において年間17週程度配置	25,567	A	小学校外国語活動支援員を計8名配置し、各学期末に中学校英語教員をまじえた交流会を開催して各校区での取組や今後に向けての意見の交流を行った。また、NETは保育園にも配置するとともに、中学校英語教員の英語力強化を目的とした教員研修にも活用し、英語教育の充実を図ることができた。	縮小	大阪府教育庁からの加配の充実もあり、一定小学校における英語教育の推進が達成しつつあることも踏まえ、外国語教育支援員については縮小していく方向性で考えている。	新学習指導要領の実施に伴い、小学校高学年における外国語科の新設、外国語活動の中学年への移行等が行われたが、外国語教育支援員及びNET等の活用により、小学校現場において一定英語教育が位置づいてきているものとする。	学校教育課	
					門真市と世界を舞台に活躍するグローバルな人材を育成するため、中学生英語プレゼンテーションコンテストを開催するとともに、中学生海外派遣研修を実施した。	中学生海外派遣研修は、令和元年7月27日～8月5日まで、研修先であるオーストラリア南オーストラリア州アデレード市で実施。中学生9名が参加。海外派遣研修に向け、事前研修を4回実施。中学生英語プレゼンテーションコンテストは、令和2年2月22日に開催。応募人数554人中、一次審査通過者54人、二次審査通過者18人。事前研修については、二次審査前に1回、コンテスト前に4回実施。	4,682	A	海外派遣研修に加え、英語プレゼンテーションコンテスト奨励賞受賞者を対象に、吹田市内の体験型英語教育施設で中学生英語体験学習を行った。参加者全員がアンケートで「参加してよかった」と答えるなど評判上々であった。課題としてはコンテスト応募率が若干低下していることが挙げられる。	継続		プレゼンテーションコンテストと海外派遣研修の実施により、参加した中学生生徒には英語に関するコミュニケーション能力をはじめとする様々な力が身に付き、グローバルな人材の育成に資することができたものとする。	学校教育課	
		7	食育の推進	「門真市健康増進計画・食育推進計画」に基づき、広報での周知、健診やイベント等の機会を利用して市民に対する食育の啓発を行います。また、学校においては「食に関する指導の全体計画」を策定し、栄養教諭による出前授業を実施するなど、食育の推進に努めます。	健診でのチラシ配布 6月広報での周知(食育月間のため) 離乳食講習会・健康展での周知 4C・ママパパ教室(平日)での栄養の話 その他レッツアンチエイジング等の事業で年数回栄養の話	4か月児 ※ 660人 1歳6か月児 569人 2歳6か月児 604人 3歳6か月児 641人 ママパパ教室(平日)延 167人 ママパパ教室(平日)延 44人 ※4か月児には、4か月児健診の代わりに経過観察健診を受診した人数を含む		—	A	チラシ等については、適宜内容更新を行う必要あり。事業で適切な食生活・食習慣についての啓発に努める。	継続	-	健診でのチラシ配布 6月広報での周知(食育月間のため) 離乳食講習会・健康展での周知 4C・ママパパ教室(平日)での栄養の話 その他レッツアンチエイジング等の事業で年数回栄養の話	健康増進課
					栄養教諭を中心とした食育出前授業の実施を通して、各学校における食に関する指導を充実した。また、門真市学校給食選手権の実施、朝ごはんレシピ集の配布を通して、食への関心や食を大切にしている態度を育成するとともに、朝食の重要性を家庭に周知し、朝食の摂取率向上に努めた。	全ての学校において「食に関する指導の全体計画」を策定し、栄養教諭による出前授業を11回開催した。		0	A	食に対する価値観が大きく変化し多様化している現在、朝食を摂らないなど食生活の乱れや肥満傾向の増加、過度の痩身等の課題が見られる。「食に関する指導の全体計画」に基づき、栄養教諭等を中心に、系統的・組織的な食育の推進が必要である。	継続		「食に関する指導の全体計画」については全校において策定されており、栄養教諭による出前授業も定期的実施されるようになっていることから、一定の食育の推進が図られているものとする。	学校教育課
		8	青少年の健全育成	青少年指導員や青少年育成協議会等関係機関との連携を図り、パトロールを実施するなど、地域に根ざした少年非行対策を講じます。また、青少年の自らの体験を発表する「青少年の主張事業」を行うことにより、物事に対する正しい考え方や理解力を高め、広い視野と創造性をもった青少年の育成に努めます。	青少年指導員が青少年の保護育成と地域力の向上を図るため、校区パトロール等を通じて街頭指導や啓発活動を行った。少年補導活動ネットワークでは、青少年育成団体等と連携し夜間パトロールや研修会を実施し、地域に根ざした少年非行対策を講じた。	(少年補導活動ネットワーク) ・夜間パトロールの実施 実施回数 16回 ・校区一斉パトロールの実施 日程：令和元年8月21日(水) ・研修会の実施 内容：1.門真市における少年犯罪等の現状 2.声掛け活動のポイントと有害環境について 日程：令和元年10月16日(水) (小学生の主張) ①応募数 小学4年生の部：321件 小学5年生の部：471件 小学6年生の部：514件 ②発表会 開催日時：12月1日(日) 開催場所：門真市南部市民センター ホール 発表者： 小学4年生の部：4名 小学5年生の部：4名 小学6年生の部：2名 ③特別研修会(田辺聖子文学館見学・大阪樟蔭女子大学准教授による作文指導) 開催日時：1月7日(火) 開催場所：大阪樟蔭女子大学 対象者：「小学生の主張」受賞者 21名 参加者：4名	(青少年社会環境整備事業) 1,030 (小学生の主張) 83		A	青少年指導員は、校区パトロールや啓発活動を行い、青少年の保護育成に努めた。また少年補導活動ネットワークの活動にも協力し、夜間パトロールや研修会にも参加した。「小学生の主張」をとおして、小学生が生活の中で考えていることや感じていることを文章にまとめ提言・主張することで、物事に対する考え方や理解力を高めるとともに、国際社会の中で活躍できる広い視野と創造性をもった小学生の育成を図ることができた。	(青少年社会環境整備事業) 継続 (小学生の主張)廃止	(小学生の主張) ・応募率の低下 ・複数の他団体等における同種の事業の実施	青少年指導員については、校区パトロールや啓発活動を行うことにより、青少年の保護育成に努めることができた。また少年補導活動ネットワークの活動にも協力し、夜間パトロールや研修会にも参加することで、地域に根ざした少年非行対策を講じることができた。「青少年の主張」並びに「小学生の主張」をとおして、青少年が生活の中で考えていることや感じていることを文章にまとめ提言・主張することで、物事に対する考え方や理解力を高めるとともに、国際社会の中で活躍できる広い視野と創造性をもった青少年の育成を図ることができた。	生涯学習課
		9	次代の親の育成	次代の親となる子どもたちが、子育ての意義や家庭の大切さ、生命の尊さなどを理解できるよう、乳幼児とふれあう機会や場の充実を努めます。	保育所、幼稚園や小学校、中学校等との連携など、次代の親となる子どもたちが、乳幼児とふれあうことのできる機会や場の提供方法について検討を行う。	なし		—	C	子どもたちと乳幼児との触れ合いの機会や創出が難しく、事業の実施方法について検討が必要である。	継続	-	子どもたちと乳幼児との触れ合いの機会の創出が難しい状況である。乳幼児とのふれあいに制限せず、次代の親の育成のためにどのような施策が有効かを引き続き検討する必要がある。	こども政策課

計画内容				令和元（平成31）年度の取組内容					令和2年度（第2期計画）以降の方向性		計画期間（平成27年～令和元年度）の進捗内容	担当課	
基本目標	基本施策	No.	個別施策	取組内容	取組内容	実績等	総事業費（千円）	評価	評価理由・課題・改善点	今後の方向性			「継続」以外の理由
		10	就労に対する意識の啓発	働くことに対する意識啓発を行うため、就労相談・セミナー等の周知、職業訓練等の情報提供に努めます。また、学校においても、将来の希望を明確に持ち、働く意欲や目的意識を持てるよう、職場体験学習を行うなど、キャリア教育を推進します。	小学校段階では、児童が将来の夢や希望を持ち、目標に向かって努力する姿勢を育むため、学習面・生活指導面において中学校との連携を深め継続的な指導を進めた。中学校段階では、生徒が自己の可能性に気づき、さまざまな職業の社会的意義を理解するとともに、自らの意思と責任で進路を選択する能力・姿勢を身につけることができるように職業体験学習等を行った。	中学校区ごとの連携会議を開催し、校区ごとの「めざす子ども像」に基づいて連携を深め、継続的な指導を推進した。また、全ての中学校において職場体験学習を行った。		O A	多様な職業や考え方に触れる機会が少なく、将来の職業について深く考えることなく進路決定の時期を迎える子どもたちもいることから、それぞれの発達に応じて望ましい職業観や勤労観を育成し、将来と結び付けて考える機会を持つ必要がある。	継続		職場体験等を通して、将来の希望を明確に持ち、働く意欲や目的意識を持てるようなキャリア教育について、教育課程に基づいて指導を行うことができたと考えます。	学校教育課
		11	思春期保健対策の充実	若年妊娠や望まない妊娠が増加するなか、性に関する正しい知識の啓発や母性や父性の育成に努めます。また、未成年の飲酒や喫煙を防止するための教育や、薬物乱用防止に関する知識の普及など、家庭や学校等関係機関と連携した思春期の保健対策の充実を図ります。	なし	なし		- B	性教育は、中学校からの依頼がなかったため実施できていない。今後、性や未成年の飲酒と喫煙に関する正しい知識の普及と啓発の新たな方法を検討する必要がある。	改善	新たな啓発方法の検討	平成27年度、平成29年度に市内中学校にて性教育を実施。 平成28年度に市内中学校PTAで思春期の子どもがいる親に向けて、タバコとお酒の害について健康教育を実施。	健康増進課
		12	いじめ、不登校児童・生徒対策の推進	カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や不登校対策学生フレンドの派遣、適応指導教室「かがやき」の充実等を通じて、不登校をはじめとした子どもの心の問題の解決を図るとともに、関係機関との連携を密にし、子ども一人ひとりに対応できる指導体制や相談体制の一層の充実に努めます。	不登校対策学生フレンドや門真市適応指導教室「かがやき」、子ども悩み相談サポートチームを活用し、関係機関とも連携しながら不登校の減少を図るとともに学校復帰の支援を行った。	子ども悩み相談サポート相談件数878件 適応指導教室入室児童・生徒数17人	13,609	A	カウンセラーやスクールソーシャルワーカー、相談員は学校から積極的に活用され、幅広いニーズに対応できていると考えられる。しかしながら小・中学校とともに長欠・不登校児童生徒の問題は深刻であり、取組をさらに充実させていきたい。	継続		不登校の課題は依然としてあるものの、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー、相談員等の活用や適応指導教室「かがやき」の活用など、積極的に課題解決に向けて取組を推進することができたと考えられる。	学校教育課
		13	読書活動などの文化活動の推進	乳幼児期から親子で絵本にふれあう機会を提供するための「ブックスタート事業」に取り組むとともに、ボランティアによる絵本の読み聞かせやお話の会、図書館見学・一日図書館員等の取組を推進し、子どもが本と出会う機会と場の提供に努めます。また、他の生涯学習施設においても親子で楽しむことができる機会の提供に努めます。	・4か月児健康診査時に絵本等のプレゼントや読み聞かせを実施。 ・図書館利用の促進のため「おはなしのじかん」等の読み聞かせや図書館見学、一日図書館員等の取組を実施。 ・子どもが読書に興味を持つきっかけづくりの場として、市内小学校で「えほんのひろば」を開催。	ブックスタート 絵本配布者数658人 読み聞かせ 参加人数1353人 実施回数168回 えほんのひろば 参加人数3706人	ブックスタート事業 709 読み聞かせ事業 42	A	読書のきっかけづくりとして、市内小学校にて「えほんのひろば」、大阪樟蔭女子大学との連携による絵本の読み聞かせ行事を実施した。引き続き、読書の大切さを啓発する事業を行うとともに、様々な機会を通して行事の周知に努める。	継続		読書のきっかけづくりとして、市内小学校にてH29年度より「えほんのひろば」を実施し、例年継続している。 H30年度から、大阪樟蔭女子大学との連携による絵本の読み聞かせ行事を実施している。	図書館
					門真市立文化会館、門真市立公民館、生涯学習センターにおいて、親子で気軽に参加できる各種講座、イベントを多数開催した。	【市民プラザ】 夏休み親子手作り教室：17名参加 親子で英語体育スタディカビンティングリッシュ：260名参加 親子で楽しむクリスマスコンサート：50名参加 おやこ映画祭り：延べ132名参加 【文化会館】 ハピーマッサージと親子遊び：参加22名 【公民館】 夏休みおやこ料理：20名参加	- A	親子で対象の講座やイベントを多数開催し、親子で楽しむことができる機会を充実させることができた。参加者を増やすべく情報発信や講座開催の時間帯等を検討する。	継続		生涯学習施設において、親子で気軽に参加し、楽しめる講座・イベントを多数開催し、親子がふれあえる機会を創出することができた。	生涯学習課	
		14	環境学習の推進	環境問題とリサイクルに対する意識を啓発するため、学校等と連携し、さまざまな体験活動等を通じた環境学習を推進します。	環境問題とリサイクルに対する意識を啓発するため、小学生を対象にした施設見学やリサイクル工場で体験学習等を行う。	全市立小学校14校	2,419	A	全校実施を継続した。	継続		計画期間中は全校実施を継続できた。	環境政策課
					社会科や理科、総合的な学習の時間等において、リサイクルプラザや浄水場の見学、環境問題とリサイクルに関する学習を行った。	小学校4年生でゴミ処理場の見学や浄水場の見学を実施した。PTAと連携し、清掃活動やリサイクル活動を推進した。		O A	市や府の施設、及び企業やPTAと連携した環境教育を各学校で計画的に実施することができている。	継続		教育課程に基づき、社会科や理科、総合的な学習の時間等において環境学習を実施できたものと考えます。	学校教育課
		15	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	子どものパソコンや携帯電話によるインターネット利用が普及するなか、有害サイトによる被害や有害情報環境から守るため、違法・有害な情報を選択的に排除できるフィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）の周知を行うなど、学校やPTA協議会等と連携し、子どもが被害に遭わないための周知・啓発に努めます。	青少年指導員によるフィルタリングに関する街頭啓発活動を実施した。	開催日時：令和元年7月5日 17時から 開催場所：古川橋駅前 啓発内容：フィルタリング啓発うちわ500枚を市民へ配布し、啓発を行った。		O A	少年非行防止・被害防止・暴走族追放月間に呼び、大阪府より無償提供された子供たちの夜遊びの啓発及びスマホ等のフィルタリング啓発のうちわを配布し、啓発を行うことができた。	継続		少年非行防止・被害防止・暴走族追放月間に呼び、大阪府より無償提供された子供たちの夜遊びの啓発及びスマホ等のフィルタリング啓発のうちわを配布し、啓発を行うことができた。	生涯学習課

計画内容				令和元（平成31）年度の取組内容					令和2年度（第2期計画）以降の方向性		計画期間（平成27年～令和元年度）の進捗内容	担当課	
基本目標	基本施策	No.	個別施策	取組内容	取組内容	実績等	総事業費（千円）	評価	評価理由・課題・改善点	今後の方向性			「継続」以外の理由
4 放課後の子どもの居場所づくり													
		1	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	市内の全小学校において引き続き放課後児童クラブを実施し、適切な遊びと生活の確保や異学年との交流を通じた集団活動を推進することにより、放課後における児童の健全育成を図ります。また、待機児童の解消を図るための取組や、より良い環境での保育の提供など充実に努めます。	平成31年4月より開所時間延長の全校実施を開始した。	放課後児童クラブ入会児童数：1,559人 待機児童数：0人 （平成31年4月1日現在）	320,391	A	令和2年4月1日時点の待機児童は発生しなかった。引き続き待機児童ゼロをめざし、受け入れ体制を確保する。	継続		放課後児童クラブ入会児童数（待機児童数） 平成27年度：1,367人（8人） 平成28年度：1,407人（6人） 平成29年度：1,567人（22人） 平成30年度：1,543人（0人） 令和元年度：1,559人（0人）	子育て支援課
		2	放課後等サービス	小学校入学後の障がい児の居場所の確保や療育の提供を行うため、民間事業者の活用も含め、放課後等サービスの実施に努めます。	小学校入学後の障がい児の居場所の確保や療育の提供を行うため、民間事業者の活用も含め、放課後等サービスの提供を行った。	令和元年度 利用児 260名	422,591	A	就学を機に利用する児童が増え、特に長期休暇中の利用が大幅に増加し、療育及び障がい児の居場所づくりにもなっている。課題としては、個別療育、運動機能等個別の障がいに対応している療育ができる支援が必要。今後、専門性を生かしたサービスの提供に努める。	継続		利用児童数はH27年度153名、H28年度178名、H29年度207名、H30年度226名、R1年度260名と年々増加している。就学を機に利用する児童が増え、特に長期休暇中の利用が大幅に増加し、療育及び障がい児の居場所づくりにもなっている。	障がい福祉課
		3	まなび舎Kids事業	小学校児童（まなび舎Kids）を対象に、放課後に自習室を開設し、地域ボランティアによる学習機会の提供を行います。	小学校の放課後において自習室を開設し、学生や地域ボランティア等の協力を得ながら児童に学習機会の場を提供することで、学習習慣の定着を図った。また、学習へのきっかけづくりを目的に企業や大学の協力のもと体験学習プログラムを実施した。	実施校数：11校 年間実施回数：259回 登録児童数：414人 延べ参加児童数：5,175人	1,358	A	年度途中より実施校を10校から11校に拡大した結果、より多くの児童に学習の場を提供することができた。また、昨年度に引き続き企業・地域団体等の協力により体験学習プログラムを年5回実施することで、多様な体験活動の推進を図った。 多くの児童に学習の場を提供するには、より多くのボランティアスタッフの協力が必要だが、平日の実施ということもあり、その確保が困難である。 また、最後まで集中して学習に取り組めるよう工夫が必要である。	改善	これまででは、主たる児童の取組内容は宿題だったが、コミュニケーション能力等の社会性や発想・創造力、自励心、協調性等の非認知能力の向上を図り、多様な社会のなかで対応できる生きる力を育むことを目的に、主たる取組内容を社会体験とすることとした。	実施校を拡大したことにより、より多くの児童に学習の場を提供することができた。また、企業・団体・大学等と連携し、ボランティアスタッフの確保、体験学習プログラムの実施を行ったことで、より充実した事業を実施することができた。	生涯学習課
		4	かどま土曜自習室サタスタ事業	全小・中学校において、土曜日の午前中に自習室を開設し、各校のニーズに合わせた取組内容の充実に努め、児童・生徒の学習習慣の定着を図ります。	市立全小・中学生を対象に土曜日の午前中（学校の長期休業日等を除く）に自習室を開設し、学生や地域ボランティア等の協力を得ながら児童・生徒に学習機会の場を提供することで、学習習慣の定着を図った。また、学習へのきっかけづくりを目的に企業や大学の協力のもと体験学習プログラムを実施した。	実施場所：市立小学校、市民プラザ、文化会館 年間実施回数：332回 登録児童数：187人 延べ参加児童数：2,083人	2,203	A	令和元年度においても、地域や大学と連携・協力することで、小・中学生を対象に、小学校並び二箇所の社会教育施設で開校した。事業を行ううえでは、宿題や自習プリント教材だけでなく、平成30年度に引き続き企業の協力により体験学習プログラムを実施することで、多様な体験活動の推進を図った。またボランティアスタッフとして地域人材を活用することで地域の教育力の向上に努めた。	縮小	登録児童数の減少やスタッフ等の確保等の問題から、令和2年度からは小学校におけるサタスタ事業は終了し、中学校に対して事業実施を行う。	地域や大学と連携・協力し、児童・生徒に対し学習機会の場を提供した。子どもたちの学習習慣の定着に一定の成果があったものと考えている。	学校教育課
5 障がいのある子どもや配慮が必要な子どもへの支援													
		1	障がいの早期発見	乳幼児健診及び経過観察健診を通じた発達相談、こども発達支援センターや家庭児童相談センターでの相談の場を通じて、子どもの発達に不安を持つ保護者に対する相談支援の充実や関係機関の連携に努め、支援が必要な場合の早期発見や早期対応に努めます。	0歳から18歳未満の、子どもの発達に不安を抱える保護者に対して、臨床心理士や教員OBが相談を受け、子どもの特性に応じた支援について助言するとともに、必要に応じて各関係機関やサービスにつなげた。	相談件数 261件	3,793	A	臨床心理士や教員OBが保護者からの相談を受け付け、専門的な見地から適切な子どもへの関わり方や支援策について助言することにより、保護者の安心感や子どもの安定した生活につながることでできている。	継続		市民や関係機関に対する発達相談事業の啓発や周知、一つひとつの相談に対する丁寧な対応及び関係機関との緊密な連携に努めた。その結果、相談経路については、全相談件数に占める家族からの相談の割合が平成27年度は46%であったが、平成28年度以降は80%前後で推移しており、本事業が市民にとって相談しやすい窓口となるとともに、障がいの早期発見だけでなく、子どもの発達特性に対する保護者の理解を深め、支援やサービスの利用を促進させる役割を果たしている。	こども発達支援センター
				2-2-8乳幼児健康診査と同じ	2-2-8乳幼児健康診査と同じ	2-2-8乳幼児健康診査と同じ		A	乳幼児健診及び経過観察健診により、乳幼児の発達を適確に見極め、保護者の不安を軽減するとともに、引き続き必要な支援に繋げていくことが必要。	継続	-	2-2-8乳幼児健康診査と同じ	健康増進課

計画内容				令和元(平成31)年度の取組内容					令和2年度(第2期計画)以降の方向性		計画期間(平成27年~令和元年度)の進捗内容	担当課	
基本目標	基本施策	No.	個別施策	取組内容	取組内容	実績等	総事業費(千円)	評価	評価理由・課題・改善点	今後の方向性			「継続」以外の理由
		2	療育体制の充実	<p>こども発達支援センターにおいて、一人ひとりの子どもに必要な支援の内容に応じて、集団療育や機能回復訓練、作業療法、言語療法等を実施し、社会的な自立を目指した療育内容の充実に努めます。さらに民間事業所を活用した療育の充実に図ります。また、発達障がい児に対しては、個々の発達の状況に応じた個別療育を実施します。また、相談会の実施や保護者同士の交流などを通して、保護者の不安や悩みを和らげるような取組を進めます。</p>	<p>民間事業所の活用も含めて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援の提供を行った。(→左の取組内容がこども発達支援センターの取組内容なので改めて児童発達支援の取組内容を書きました)</p>	<p>令和元年度 利用児 145名</p>	140,408	A	<p>サービスの周知が進んでおり、利用者数の増加が見られている。また、保育所・幼稚園等との併用利用の児童も増えてきている。今後も引き続き、必要な支援の実施に努める。</p>	継続		<p>利用児童数はH27年度97名、H28年度109名、H29年度110名、H30年度127名、R1年度145名と年々増加している。サービスの周知が進んでおり、利用者数の増加が見られている。また、保育所・幼稚園等との併用利用の児童も増えてきている。</p>	障がい福祉課
					<p>知的・精神・肢体に障がいのある児童の支援拠点として、障がいのある就学前児童に療育・機能訓練を実施した。 3歳から10歳の発達障がい(疑いを含む)児への個別療育を実施した。</p>	<p>通園事業契約件数 74件 発達障がい児個別療育事業契約件数 18件</p>	55,925	A	<p>関係機関において療育が必要とされた児童を受け入れ、令和元年度末には通園の児童数は65人であった。発達障がい児個別療育事業は定員18名に対して41名の応募があった。</p>	継続		<p>発達障がい児個別療育事業では、専門職がチームになって質の高い療育を実施することにより、毎年保護者から高い評価を得ており、募集定員に対して2~3倍の応募があったが、平成27年度までは定員16名であったが、平成28年度からは2名拡充して18名としている。</p>	こども発達支援センター
		3	障がいのある子どもへの教育・保育の充実	<p>集団の中で障がいのある子どもの発達を保障し、個々の状態に応じた可能性を伸ばすことができるよう、教育・保育内容の充実に努めるとともに、必要な職員の配置、研修の充実、巡回相談業務の充実等に努め、体制の整備を図ります。</p>	<p>障害児保育対策補助金(民間保育所等補助金の補助項目の1つ)を交付した。</p>	<p>実施箇所数17施設(私立のみ) 受入障がい児数73人(うち特児8人)</p>	42,598	A	<p>障がいを持つ児童を受け入れている施設に対して適切に補助金を交付している。今後、障がいを持つ児童の更なる受け入れの促進・より一層の充実等が図られる誘導策となるよう、補助の拡充等を検討する。</p>	拡大	<p>障がいを持つ児童の更なる受け入れ促進、より一層の教育・保育の充実を図るため、補助対象児童及び補助額の拡充等を図る。</p>	<p>障がいを持つ児童を受け入れている施設に対して、障害児保育対策補助金を適切に交付し、障がいを持つ児童の受け入れ促進を図った。</p>	保育幼稚園課
					<p>支援教育支援員を小学校全校に配置し、通常学級在籍の児童・生徒への支援に努めるとともに、通級指導教室の活用を図った。巡回相談を通じて「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用し、各小・中学校の校内指導体制の充実策について支援した。支援教育研修を充実させ、教職員の実践的指導力の向上に努めた。必要に応じて介助員・看護師を配置し、肢体不自由児や医療的ケアが必要な児童・生徒に適切な支援を行った。</p>	<p>支援教育支援員を小学校全校に配置した。 支援が必要な児童・生徒に対し「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、活用した。</p>	22,660	A	<p>門真市巡回相談チームを中心として、各小・中学校へ巡回相談を実施することができた。また、巡回訪問を行う中で「個別の教育支援計画」等をもとに児童・生徒への個々の指導方法を指導・助言し、また、各校の校内指導体制についても指導・助言することができた。</p>	継続		<p>支援教育支援員・介助員・看護師の配置、通級指導教室の活用および増設要求、巡回相談の積極的な実施、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成および適切な活用、支援教育研修等の実施等を行い、支援教育の充実と校内体制の整備を図ることができたと考ええる。</p>	学校教育課
					<p>発達障がいに関する知識を有する臨床心理士が、保育所・幼稚園・認定こども園等といった施設への巡回を実施し、施設の職員や保護者に対し、発達障がいの早期発見や早期療育の重要性等について助言・指導を行った。</p>	<p>巡回相談件数 255件 巡回回数 126回</p>	2,413	A	<p>施設からの申請に応じて巡回し、子どもの特性に応じた支援策を助言することにより、施設での発達支援の知識・技術が向上し、発達に課題のある子どもの早期発見につながっている。</p>	継続		<p>対象については、平成27年度は市内のすべての保育園・幼稚園等25園といたが、平成29年度からは認定こども園や小規模保育施設も加え、令和2年度は39園と年々拡充している。それに伴って相談件数も増加し、年間巡回相談件数は平成27年度が214件、令和元年度が255件と2割増しとなっており、施設での発達支援の知識・技術の向上及び発達に課題のある子どもの早期発見が進んでいる。</p>	こども発達支援センター
		4	配慮が必要な子どもに対する教育・保育の充実	<p>集団生活において心身の発達の遅れなどにより、配慮が必要な子どもに対して、子どもや家庭の状況を踏まえた教育・保育や相談支援を行います。</p>	<p>専門機関にて発達障がいとの診断または経過をみる必要があると判断された場合には加配の職員を配置し、専門機関や巡回相談にて受けた保育上配慮すべき点に基づいて保育・教育を進めている。また、保護者との信頼関係を築きながら、子どもの状況について情報交換をし、子どもの発達を家庭と園双方の同一理解のもとに促していく。</p>	<p>発達相談・巡回相談の際に臨床心理士より受けた助言をもとに、加配職員を主に担任が日々保育をし、個別の記録をしている。また、ケース会議等で、こどもの状況について園の全職員に報告し、共通理解を共有し、発達を促すよう配慮している。</p>		A	<p>保護者・保育教育職員・専門家が連携することで、質の良い配慮を実施することができる。</p>	継続		<p>加配職員を配置し、保護者・保育教育職員・専門家が連携し配慮の必要な子どもへの対応を行ってきた。</p>	保育幼稚園課
					<p>支援教育支援員を小学校全校に配置し、通常学級在籍の児童・生徒への支援に努めるとともに、通級指導教室の活用を図った。巡回相談を通じて「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用し、各小・中学校の校内指導体制の充実策について支援した。支援教育研修を充実させ、教職員の実践的指導力の向上に努めた。</p>	<p>支援教育支援員を小学校全校に配置した。 支援が必要な児童・生徒に対し「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、活用した。</p>	22,660	A	<p>門真市巡回相談チームを中心として、各小・中学校へ巡回相談を実施することができた。また、巡回訪問を行う中で「個別の教育支援計画」等をもとに児童・生徒への個々の指導方法を指導・助言し、また、各校の校内指導体制についても指導・助言することができた。</p>	継続		<p>支援教育支援員・介助員・看護師の配置、通級指導教室の活用および増設要求、巡回相談の積極的な実施、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成および適切な活用、支援教育研修等の実施等を行い、配慮が必要な子どもたちに対する様々な支援を図ることができたと考ええる。</p>	学校教育課
					<p>0歳から18歳未満の子どもの発達に不安を抱える保護者に対して、臨床心理士や教員OBが相談を受け、子どもの特性に応じた支援について助言するとともに、必要に応じて各関係機関やサービスにつなげた。</p>	<p>相談件数 261件</p>	3,793	A	<p>臨床心理士や教員OBが保護者からの相談を受け付け、専門的な見地から適切な子どもへの関わり方や支援策について助言することにより、保護者の安心感や子どもの安定した生活につながることができている。</p>	継続		<p>子どもの所属する保育園・幼稚園等や学校に加え、子どもの利用している障がいサービス事業所や関係機関とも積極的に連携し、支援情報のハブ機能を果たすことで、保育・教育だけでなく地域全体で子どもと保護者を支える体制を構築した。また、就学後の子どもを対象に、臨床心理士による発達検査を毎年約30~40件実施しており、臨床心理士及び教員OBが、検査結果をもとに専門的かつ客観的な見地から教育機関に子どもへの支援策について助言することで、教育機関における支援策の充実につながっている。</p>	こども発達支援センター

計画内容				令和元（平成31）年度の取組内容					令和2年度（第2期計画）以降の方向性		計画期間（平成27年～令和元年度）の進捗内容	担当課		
基本目標	基本施策	No.	個別施策	取組内容	取組内容	実績等	総事業費（千円）	評価	評価理由・課題・改善点	今後の方向性			「継続」以外の理由	
		5	障がい福祉サービス等の提供	居宅で入浴、排せつ、食事などの介護を行う居宅介護、外出時の介助等を行う行動援護、日常生活における基本的動作の習得などの療育等を行う障がい児通所支援、介護ができない場合に短期間預かる短期入所や、相談支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業などのサービス提供を行います。	居宅で入浴、排せつ、食事などの介護を行う居宅介護、外出時の介助等を行う行動援護、日常生活における基本的動作の習得などの療育等を行う障がい児通所支援、介護ができない場合に短期間預かる短期入所や、相談支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業などのサービスの提供を行った。	令和元年度 福祉サービス（居宅介護、行動援護、同行援護、短期入所） 利用児 30名 障がい児通所支援 利用児 405名 計画相談事業 利用児 259名 移動支援事業 利用児 26名 日常生活用具給付事業 利用児 33名	604,612	A	放課後等デイサービスの利用者数の増加に伴い、障がい福祉サービスの利用者数が減少傾向にある。今後も、保護者の支援の一つとして引き続きサービスの提供に努める。	継続		福祉サービスの利用数は、H27は50名だったのに対して、R1は29名と1.7倍の減少。移動支援の利用者数は、H27は55名に対して、R1は26名と2倍減少している。障がい児通所支援は、H27は、250名に対して、R1は、405名と1.6倍増加し、同様に計画相談支援もH27は151名の利用者に対してR1は259名と1.7倍に増加している。これは、放課後、長期休みの居場所として福祉サービス・移動支援を利用していた児童が障がい児通所支援の利用に移行したことで増加している。今後も障がい児通所支援の利用者は増加する見込である。	障がい福祉課	
		6	地域における障がい児支援の充実	障がいのある子どもが身近な地域で安心して暮らせるように、こども発達支援センターにおいて、保護者の相談支援や地域の保育所等に通う児童への支援を行う保育所等訪問支援を実施します。また、連続した支援を行うため、学校現場をはじめとした関係機関と連携を深めます。	保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高等学校等に通う発達に気になる子どもが集団生活に適応できるよう、臨床心理士が各施設を訪問して個別支援計画を作成し、この計画に基づき支援を行った。	契約件数 20件 訪問回数 155回 相談件数 192件	2,413	A	臨床心理士が各施設への訪問を行い、本センターの発達支援に関する専門性を地域に提供することによって、地域全体における発達支援のスキル・知識の底上げにつながり、発達の気になる子どもの早期療育につながった。	継続		対象児童一人当たりの訪問頻度が、平成27年度は数か月月に1回程度であったが、訪問支援員の体制や申請手続き等を整備したことにより、令和元年度には概ね1～2か月に1回程度実施可能となった。訪問支援員が支援計画に基づいて計画的かつ継続的な支援を行うことにより、子どもを中心とした学校や保育園等の施設・家庭・地域の緊密な連携が実現し、子どもの集団生活への適応や保護者の安心、地域全体における発達支援の技術・知識の向上につながった。	こども発達支援センター	
		7	障がい児に関する関係機関のネットワーク体制の充実	障がいの早期発見から支援に至るまで、個々の状況に応じた総合的な支援を行うため、福祉・教育・医療等の各関係機関が課題等の情報共有や、ケース会議等を通じて、必要となる取組についての相互の連携強化に努めます。	門真市障がい者地域協議会の下部組織である児童専門会議において、発達に課題がある子どもについて、その特性に応じた支援の在り方を検討するとともに、それぞれの機関において顔の見える関係を構築するなど、ネットワークの強化に努めた。	児童専門会議の開催数 5回 (6回の予定であったが、新型コロナウイルス感染防止のため、1回は実施せず)		A	門真市障がい者地域協議会の下部組織である児童専門会議を活用し、庁内外の関係機関との連携を図った。	継続		毎年、関係機関や障がい福祉事業所等との協議の場を設定するとともに、平成28年度以降は市内の公立幼稚園・こども園も会議に参画することで、福祉・教育・医療の連携、成人期までの切れ目のない継続及び災害や貧困といった子どもに関わる様々な情報の共有等、縦・横・斜めの全方位において連携体制の強化に努めた。その結果、地域課題や解決策の共有、支援者間の顔の見える関係構築につながり、より円滑かつ効果的な支援が実現できた。	こども発達支援センター	
6 子どもが安全・安心に過ごせるまちづくり														
		1	安全・安心な道路交通環境の整備	子どもが徒歩や自転車で行く際の事故を防止し、安全で歩きやすい道路交通環境を整備するため、歩道の設置や段差の改善、交差点の改良、道路照明灯・道路反射鏡・防護柵・区画線の設置など、危険な箇所の減少に努めます。	「交通安全施設整備事業」として、通学路の交通安全対策等、昨今の重点的な課題を踏まえながら、交通安全対策の一環としての道路交通安全施設の設置及び改良等を実施する。具体的には、道路反射鏡や道路照明灯、カラー舗装、区画線、路面シート等の設置を行う。	市内一円の延べ40箇所において、道路反射鏡や道路照明灯、カラー舗装、区画線、路面シートの設置を行った。	17,270	A	通学路など交通安全のための安全施設の設置を行ったため。通学児童の交通安全対策、自動車・自転車・歩行者が共存する生活道路の交通安全対策について、引き続き重点的に的確な情報収集や対策を推進する必要がある。	継続		児童が安全に通学できるよう通学路においてカラー舗装を設置するなど交通安全対策を実施した。また、事故の多い交差点部分において道路利用者が視覚的に認識できるようにカラー舗装を設置したとともに歩道防護柵の設置や更新にも努め歩行者の安全対策を実施した。	道路公園課	
		2	良質な居住環境の確保	子どもにとって良質な居住環境を確保するため、ファミリー向け賃貸住宅やゆとりのある住まいの向上や確保に向け、府や民間事業者への働きかけを行います。	居住の安定確保ができる環境を整備することを目的とした「Osakaあんしん住まい推進協議会」へ参加し、連携を図る。	協議会へ参加		O	協議会へ参加する取組みだけなので、今後の取組については必要に応じて検討する。	継続		「Osakaあんしん住まい推進協議会」へ参加。協議会を通して、居住の安定確保に関する情報を共有。	都市政策課	
		3	子どもの交通安全の確保	子どもに交通安全の注意を促すため、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校等において、警察等との共催による交通安全教室を実施します。また、自転車事故を防止するため、小学生を対象に交通ルールや自転車の正しい乗り方を学ぶ「こども自転車運転免許証交付講習会」を実施します。さらに、自転車の安全利用を向上させるため、「(仮称)門真市自転車安全利用に関するマナー条例」の制定に取組ます。	子どもに交通安全の注意を促すため、小学生を対象に交通ルールや自転車の正しい乗り方を学ぶ「こども自転車安全運転免許証交付講習会」を門真警察署及び本市の学校教育課と共に実施している。さらに、自転車の安全利用の向上を目的として、「門真市自転車安全利用に関するマナー条例」を平成28年1月1日に施行し、春及び秋の全国交通安全運動等での各啓発活動にて周知を行っている。	各園において交通安全教室を実施した。	公立園 各1回実施	800	B	市内小学校全14校中、13校で講習会の開催を行った。門真市では自転車の利用率が非常に高いことから引き続き同事業を行い、またマナー条例の周知に関する啓発活動を継続して行っていく必要がある。	継続		平成27年度から令和元年度まで、継続的に左記の事業を行ってきた。門真警察署及び本市教育局と連携し、市内小学校の児童に対して、自転車の安全運転に適切かつ必要な知識や技能の習得に努めさせることができた。	道路公園課
				交通安全教室を実施し、交通ルールやマナーに対する意識を高めた。また、登下校時における子どもたちの安全確保を図るため、市内の通学路において特に交通安全対策の必要が認められる箇所に、交通安全従員を配置した。	交通安全教室を実施し、交通ルールやマナーに対する意識を高めた。また、登下校時における子どもたちの安全確保を図るため、市内の通学路において特に交通安全対策の必要が認められる箇所に、交通安全従員を配置した。	小学校14校に対し、交通安全教室、自転車運転免許証交付講習会を実施した。また、教室実施後の事後指導や全校集会での講和を実施した。市内の通学路に38名の交通安全従員を配置した。	23,329	A	交通安全教室は多くの学校で実施できている。しかしながら、交通事故は少なからず起きている状況が課題である。引き続き、中学校での実施も積極的に促し、取り組みを進めていく。	継続		各園において工夫し実施している。園で楽しく交通安全が身に付く機会となっている。	保育幼稚園課	
												小学校全校で交通安全教室や自転車運転免許証交付講習会を実施した。市内の通学路では、38名の交通安全従員を配置した。そのことによって子どもたちの安全確保や安全意識の向上につながったと考える。	教育総務課	

計画内容				令和元（平成31）年度の取組内容				令和2年度（第2期計画）以降の方向性		計画期間（平成27年～令和元年度）の進捗内容	担当課		
基本目標	基本施策	No.	個別施策	取組内容	実績等	総事業費（千円）	評価	評価理由・課題・改善点	今後の方向性			「継続」以外の理由	
		4	公園等の整備	身近な地域の中で、子どもが安心してのびのび遊べるよう、子どもの遊び場としての公園等の整備を行うとともに、子どもたちを事故やけが、犯罪から守り、安全性を確保するため、遊具等の安全点検や更新、樹木の管理等に努めます。	「公園維持管理事業」において、遊具を安全に利用することができるよう、老朽化した遊具等の更新や住民ニーズに合った改修を行うと共に、公園設備の清掃や樹木の管理などを適切に行い、事故を未然に防ぎ、安全・安心・快適に公園を利用できる状態を保つようとする。	市内一円の公園施設の清掃業務や樹木の管理等を計画的に行ったほか、遊具の安全点検にも努め、老朽化した遊具を始めとする公園施設を計画的に更新・修繕する公園施設長寿命化計画の策定を行った。	49,852	A	老朽化した公園施設を今後、計画的に更新・修繕する計画を策定したため、遊具ゴミの放置や遊具施設へのいたずらが多い。公園愛護会など、地域との共同により公園を管理していく必要がある。	継続		毎月1回の遊具点検を実施し、令和元年度には公園施設長寿命化計画を策定した。また、樹木の選定や清掃などを実施し、適正な維持管理に努めた。	道路公園課
2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり													
1 多様な子育て支援サービスの環境整備													
		1	子育て支援の周知	子育て家庭が必要な子育て支援サービスを適切に利用できるよう、広報紙のほか「かどま子育て支援マップ」による支援内容の周知や、門真市子育て応援ポータルサイト「すくすくかどまっ子ナビ」を通して情報発信を行うなど、さまざまな媒体や機会を通して、子育て支援に関する情報提供や周知を行います。	妊娠中から概ね中高生の子どもを持つ保護者までに役立つ情報として、健康診断や予防接種の情報、各種手当に係る情報、認定こども園、保育所、幼稚園やなかよし広場、小・中学校、生涯学習・スポーツ施設等に係る情報、子育て等の相談窓口や医療機関に係る情報、その他の子育て支援施策やイベント情報等を提供した。	新着情報掲載件数：97件 R1年度閲覧回数：171,789回	348	A	各種実施事業において配布物等あらゆる機会を通じて周知した結果、31年度の年間閲覧回数は171,789件（30年度144,732件）となり、前年を上回る利用があるなど、子育て情報の取得に係る環境整備に一定寄与することができた。	継続		閲覧回数 平成27年度：140,552回 平成28年度：146,898回 平成29年度：139,403回 平成30年度：144,732回 令和元年度：171,789回	子育て支援課
		2	利用者支援事業	保護者のニーズに応じて、幼稚園・保育所・認定こども園等の利用をはじめ、さまざまな子育て支援サービスの円滑な利用に向けた支援を行うため、市役所の相談窓口や地域子育て支援拠点等に専門相談員を配置し、相談支援を行います。	保育幼稚園課窓口子ども・子育て支援サービス相談員（保育コンシェルジュ）を配置し、市民の相談や手続きの支援を行うことで、個々のニーズに合致した子育て支援サービスの利用を促進した。	保育利用に関すること 窓口 2,807件 電話 939件 幼稚園に関すること 窓口 239件 電話 223件 子育てサービスに関すること 窓口 114件 電話 18件 ※平成31年4月～令和2年3月実績	3,416	A	常時配置している相談員により、市民個々の状況を適切に聞き取り、保育所や幼稚園、認定こども園、一時預かり事業など、個々のニーズに合致した子育てサービスの提供につなげることで、市民サービスの向上と待機児童解消の役割を担っている。市を挙げて待機児童対策を強化している中、今後さらに体制を強化し、関係機関との連携により積極的な情報提供、利用斡旋などを実施することで、更なる成果につなげていく必要がある。	継続		窓口で常時相談員を配置し、市民個々の状況を聞き取ることでニーズにあった子育てサービスの提供につなげることができた。今後も引き続き、個々のニーズに合った子育てサービスの利用を促進するために事業を継続していく必要がある。	保育幼稚園課
		3	地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が気軽に集え、親子の交流や子育てについての悩み相談・助言その他の援助を行うための地域子育て支援拠点を設置し、利用しやすく、ニーズに沿った運営を行うよう引き続き努めます。また、幼稚園・保育所・認定こども園等においても、地域の親子に対する交流や相談の場を確保します。	北部地域の子育て家庭の利便性の向上を図るため、保健福祉センター内に地域子育て支援センター「ひよこる～む」を開設した。	年間のべ利用人数：13,000人 なかよし広場：4,453人 ひよこる～む：8,547人	12,974	A	市南部地域に子育て支援拠点が集中していたため、市北部地域の子育て家庭の利便性が課題であったが、保健福祉センター内に子育て支援拠点を移転することで課題を解消できた。	継続		市南部地域に子育て支援拠点が集中していたため、市北部地域の子育て家庭の利便性が課題であったが、平成31年4月1日より保健福祉センター内に地域子育て支援センター「ひよこる～む」を開設することで課題を解消できた。	子育て支援課
		4	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児不安などに関する相談・助言・健診の案内・子育て支援サービスの情報提供を行い、子育ての孤立化を防ぎます。	2-2-4に同じ	2-2-4に同じ	2-2-4に同じ	A	2-2-4に同じ	継続	2-2-4に同じ	2-2-4に同じ	子育て支援課 健康増進課
		5	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者の病気その他の理由で、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行う子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）について、ニーズを見極めた上で実施を検討します。	令和元年7月に事業を開始。受入れ先として、5施設と委託契約を締結。また、広報紙、地域情報誌、市ホームページ、窓口等で事業の周知を行った。	・委託施設箇所数：5か所 ・利用人数 ショートステイ：5人 トワイライトステイ：0人 ・延べ利用日数 ショートステイ：33日 トワイライトステイ：0日	155	A	疾病や仕事、育児疲れ等による保護者のニーズに応え、安心して一時預かりを利用できる環境整備を行った。	継続		平成27年度～平成30年度事業の必要性を検討 令和元（平成31）年度7月より事業開始	子育て支援課
		6	ファミリー・サポート・センター事業	幼稚園・保育所・認定こども園等や放課後児童クラブなどの送り迎えなどの子育て支援の援助を行う人（協力会員）と援助を必要とする人（依頼会員）の相互支援活動を推進するファミリー・サポート・センターの運営を行います。また、会員の増員に向けた取組を進めるとともに、支援ニーズに応じてコーディネートを行うなど、今後も引き続き充実し努めます。	11月に協力会員に登録するために受講必須の講習会を実施し、新たに4人を協力会員、1人を両方会員として登録した。	年間のべ利用人数：384人	3,883	B	会員数、活動件数ともに減少傾向にあり、目標値に至らなかった。減少の理由としては、政府が推し進める働き方改革による各企業のワークライフバランスの取り組みの進展や一時預かり事業の充実、保育施設等における待機児童の解消、保育料無償化等本市における子育て支援制度の充実が影響している。そのうえで、今後は、ファミリーサポートセンター事業としての役割について会員のニーズを踏まえた制度の見直しを行い、活動の活性化をめざす。	継続		延べ利用人数 平成27年度：790人 平成28年度：911人 平成29年度：794人 平成30年度：497人 令和元年度：384人	子育て支援課
		7	一時預かり事業	保護者の疾病や急用、短期のパートタイム就労などにより、一時的に保育を必要とする子どもに対して、保育所・認定こども園等において一時預かりを実施します。	同事業を実施する市内保育所・認定こども園等に対して補助を行った。	利用状況 幼稚園型 9,392人 一般型 3,874人	27,196	A	今後、利用ニーズの動向を把握する中で、施設箇所数等について検討していく必要がある。	継続		年間延べ利用人数について、一般型は減少しているものの、幼稚園型については、就労する女性が増えたことにより、増加傾向である。一般型及び幼稚園型ともに一定の利用ニーズに対応出来ているため、今後も引き続き、事業を継続していく必要がある。	保育幼稚園課

計画内容					令和元（平成31）年度の取組内容					令和2年度（第2期計画）以降の方向性		計画期間（平成27年～令和元年度）の進捗内容	担当課
基本目標	基本施策	No.	個別施策	取組内容	取組内容	実績等	総事業費（千円）	評価	評価理由・課題・改善点	今後の方向性	「継続」以外の理由		
		8	病児・病後児保育事業	保護者が働いているなどの事情で子どもが病気のときに自宅で保育できない場合や病後回復期において、医師や看護師と連携の上で保育を行う病児・病後児保育を引き続き実施します。	同事業を実施する市内病児・病後児保育室に対して補助を行った。	病児保育室ティール 智鳥保育園病後児保育室 登録者数 156人 年間延べ利用者数 145人 (ティール 129人、智鳥 16人)	10,048	B	令和2年1月末で病児保育室ティールが閉室したため、登録者数や年間延べ利用人数が減少した。 今後、子ども・子育て支援事業計画における見込み量（年間延べ利用人数）を確保するため令和2年度中に新たな病児保育室を開設する予定である。	拡大	市域全体での量の見込みを確保するため、令和2年度中に新たな病児保育室の開設を北部で予定しており、今後についても実際の利用状況や利用ニーズを踏まえ、施設整備を含めた適切な事業実施を行う。	保育幼稚園課	
		9	赤ちゃんの駅事業	乳児を抱える母親等が気軽にむつ替えや授乳等ができ、安心して赤ちゃんとの外出を楽しむことができるよう、市内40箇所に設置している赤ちゃんの駅の充実を図るとともに、引き続き民間の商業施設等での設置の促進に努めます。	新たにめぐみ白鳥こども園を赤ちゃんの駅として認定した。	新規設置箇所数：1か所 累計設置箇所数：46か所	0	A	新規設置箇所を増やすことができ、乳幼児の抱える保護者が安心して利用できる環境整備を推進した。	継続		新規の設置箇所数 平成27年度：1か所 平成28年度：1か所 平成29年度：1か所 平成30年度：3か所 令和元年度：1か所	子育て支援課
2 母子保健・医療の充実													
		1	妊婦健康診査	妊娠期の高血圧症の予防や飛び込み出産のリスクを防止することによる母子の健康保持や、健診の経済的負担を軽減し、安心して出産を迎えることができるよう、さまざまな機会を通じて妊婦健康診査の受診を促すとともに、健診費用の一部を助成し、受診の促進を図ります。	平成30年度より、12万円に増額。妊娠中、14回の公費負担【1回目20,000円、6・8・13回目10,000円+補助券10枚（1枚あたり1,000円）の合計120,000円】を実施。妊娠届出時に交付し、公費負担券の利用方法などの説明実施。併せて、無料の妊婦歯科健康診査受診券も交付（平成29年度より）。	妊婦健康診査受診人数 (延) 9099人 (償還払い含む) 妊婦歯科健康診査164人	79,735	A	妊娠届出の時期が遅い、届出しても病院を受診しないなど、妊婦健康診査の適切な受診につながらない妊婦が存在する。	継続	-	平成30年度より、12万円に増額。妊娠中、14回の公費負担【1回目20,000円、6・8・13回目10,000円+補助券10枚（1枚あたり1,000円）の合計120,000円】を実施。妊娠届出時に交付し、公費負担券の利用方法などの説明実施。併せて、無料の妊婦歯科健康診査受診券も交付（平成29年度より）。	健康増進課
		2	かどまママ/PA教室（妊婦（両親）教室）	妊娠、出産、育児についての知識を深めてもらうため、また妊婦同士の仲間づくりや交流の場として、引き続き月1回実施します。また、父親にも育児の知識を高めていただくため、日曜日の開催を実施し、より一層父親の育児参加を促します。	平日に8回、日曜日に4回の教室開催を実施。平成29年度より、日曜日のママ/PA教室に参加している父親と、子育て中の父親の交流の場を設定しているが、令和元年度より、子育て中の父親の教室を地域子育て支援センターひよこるへむに移管し、ひよこるへむと連携して父親の交流の場を設定。	参加人数(延)134人 (内:父61人) 【内訳】 平日:44人(内:父17人) 日曜:90人(内:父44人) ※令和2年3月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。	49	A	日曜日はほぼ定員を満了する参加人数であるが、平日は参加人数が少ないため、運営方法等について検討が必要である。	継続	-	平日に8回、日曜日に4回の教室開催を実施。平成29年度より、 ①日曜日のママ/PA教室に参加している父親と子育て中の父親の交流の場を設定し、 ②平日のママ/PA教室に助産師の授乳に関する講義を新しく開催した。 令和元年度より、子育て中の父親の教室を地域子育て支援センターひよこるへむに移管し、日曜日のママ/PA教室に参加している父親が子育て中の父親と交流の場を連携して設定。	健康増進課
		3	妊産婦・乳幼児相談事業	妊産婦や乳幼児の健康を保持するため、妊婦に対する貧血や妊娠高血圧症候群等の予防や健康相談の相談、また産婦に対する母乳相談や出産後の体調、子どもの発育状況、育児面、栄養面（乳児期は特に離乳食）等の相談を実施します。また、今後も相談しやすい雰囲気づくりや、母親の孤立を避けるための仲間づくりの場となるような環境の充実に努めます。	平成28年度より、隔月から毎月1回に実施回数を増やし、市民プラザにて保健師や栄養士等による相談を実施。	相談人数(乳幼児) (延)113人 (うち計測のみ58人) ※令和2年3月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。	28	A	妊婦の相談実績がないため、相談しやすい体制づくりの検討が必要。	継続	-	平成28年度より、隔月から毎月1回に実施回数を増やし、市民プラザにて保健師や栄養士等による相談を実施。	健康増進課
		4	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）【再掲】	生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児不安などに関する相談・助言・健診の案内・子育て支援サービスの情報提供を行い、子育ての孤立化を防ぎます。	妊娠期からの切れ目ない支援体制の充実のため、平成30年度より、子育て支援課から健康増進課に事業を移管。「乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン」により、本事業は母子保健法における新生児訪問等の乳児に対する訪問指導と併せて実施することが可能であるため、新生児訪問を実施した件数（306人）を除いて実施。	対象 : 450人 利用人数 : 435人（不在含む） 転出等 : 15人	2,462	A	妊娠届出時の全数面接や産後二週間電話フォローで得られた情報を確実に結びつけることで、対象者の状況に応じた訪問支援を提供するとともに、訪問結果を4か月児健診に適切につなげるよう引き続き努めていく。	継続	-	◆平成27～29年度：子育て支援課◆ ◆平成30年度～：健康増進課◆ 妊娠期からの切れ目ない支援体制の充実のため、平成30年度より、子育て支援課から健康増進課に事業を移管。「乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン」により、本事業は母子保健法における新生児訪問等の乳児に対する訪問指導と併せて実施することが可能であるため、新生児訪問を実施した件数（306人）を除いて実施。	子育て支援課 健康増進課
		5	訪問活動	必要な乳幼児や保護者に対して助産師、保健師等により家庭訪問を実施します。また、発育や発達面のつまづきや虐待の早期発見を目的に健診未受診者の家庭訪問も行います。	助産師による妊産婦・新生児訪問及び保健師による訪問、また乳幼児健診未受診者への訪問員による訪問を必要に応じて実施。（こんにちは赤ちゃん訪問の件数は含まず。）	(延)1582人（不在含まず）	1755	A	妊娠・出産に伴う心配や不安を軽減するとともに、保護者が孤立しないよう、ニーズに合わせて積極的に訪問を行い、支援を行う必要がある。	継続	-	助産師による妊産婦・新生児訪問及び保健師による訪問、また乳幼児健診未受診者への訪問員による訪問を必要に応じて実施。（こんにちは赤ちゃん訪問の件数は含まず。）	健康増進課
		6	赤ちゃんランド	育児中の不安を解消するため、4か月未満の乳児を持つ母親を対象に、リフレッシュも兼ねて育児相談や母乳相談等の個別相談を行う「めばえ」を月1回実施するとともに、4～10ヶ月までの乳児を持つ母親を対象とした「のびのび」を2カ月に1回実施します。	-	-	-	C	-	廃止	赤ちゃんランドは、平成31年4月より、保健福祉センター内の地域子育て支援センターで同内容の教室が実施されることに伴い、健康増進課では終了。	健康増進課	

計画内容				令和元（平成31）年度の取組内容					令和2年度（第2期計画）以降の方向性		計画期間（平成27年～令和元年度）の進捗内容	担当課		
基本目標	基本施策	No.	個別施策	取組内容	取組内容	実績等	総事業費（千円）	評価	評価理由・課題・改善点	今後の方向性			「継続」以外の理由	
		7	離乳食講習会	乳幼児を持つ保護者が、栄養に関する知識を深め、正しい食生活や食習慣を身につけるとともに、食育を推進するため、離乳食の調理実演、試食を行う離乳食講習会を開催します。	8月、1月を除く年10回の教室を開催した。	参加人数（延）167人 ※令和2年3月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。		-	A	子ども連れて参加される母が多く、毎回12名ほどの参加がある。集団指導に加えて、個別性を視野に入れた支援も工夫していきたい。	継続	-	乳幼児のいる保護者が、栄養に関する知識を深め、正しい食生活や食習慣を身につけるとともに、食育を推進するため、離乳食の調理実演、試食を行う離乳食講習会を年10回開催。	健康増進課
		8	乳幼児健康診査	乳幼児の健康の保持・増進を図るため、成長・発達節目となる時期である4か月児・1歳6か月児・2歳6か月児（歯科）・3歳6か月児に対する健康診査を実施するとともに、乳児期に医療機関で受診ができるよう、乳児一般健診・後期健診の受診券を交付します。また、健診において経過観察が必要な場合には、発達等の相談も含め経過観察健診を実施します。	4か月児健康診査：月2回 1歳6か月児健康診査：月1回 2歳6か月児健康診査：月1回 3歳6か月児健康診査：月1回 経過観察健康診査（Dr）：月3回程度 経過観察健康診査（心理）：月7回程度 ※以下は医療機関で実施 乳児一般健康診査、乳児後期健康診査	受診者数 4か月児※ 660人 1歳6か月児 569人 2歳6か月児 604人 3歳6か月児 641人 経過観察健診（Dr）284人 経過観察健診（心理）431人 乳児一般健診 608人 乳児後期健診 643人	19,827	A	乳幼児の健やかな発育、発達を目指すため引き続き、受診率向上への取組とともに、未受診児の状況確認に努め、支援が必要な家庭を適切に把握できるよう、未受診対策は今後も必要	継続	-	平成28年度より、1歳6か月児健診の開催場所を保健福祉センター1か所にし、月2回から1回に変更した。その他の健診に関しては変更なし。	健康増進課	
		9	予防接種事業	乳幼児の感染症を予防し、健やかな育ちを育むため、各種予防接種の費用を助成します。また、事業の周知に努めるとともに、予防接種が受けやすい環境づくりの整備に努め、予防接種の受診率の向上を図ります。	定期予防接種の実施と共に、個別通知を実施。また、風しんの感染拡大防止のため、風しんの追加的対策が実施され、対象者へのクーポンを発送し、市民、医療機関および関係機関へ周知に努めた。BCGについては従来の集団接種を隔月とし、併せて新たに個別接種を開始し、市民の利便性の向上に努めた。	延べ予防接種者数(助成事業含む) 35,664人	255,379	B	風しんの感染拡大防止のため、風しんの追加的対策が実施されたが、クーポンの利用率が低かった。引き続き、周知に努め利用率の向上を図る。	継続	-	予防接種の接種機会を市民へ周知するとともに、予防接種を受けやすい環境の整備に努めた。MR2期、2種混合・日本脳炎の対象者には個別通知とともに予診票を同封し、さらなる接種勧奨に努め、接種率の向上を図った。また、BCGの個別接種の実施の導入により市民の利便性の向上に努め、31年度から3年間の時限措置として風しんの追加的対策を実施し、風しんのまん延防止に努めた。	健康増進課	
		10	小児医療・救急体制の充実	医療機関と連携した上でかかりつけ医を持つことの啓発を進めるとともに、門真市保健福祉センター診療所並びに北河内夜間救急センターの体制整備の充実等に努めます。	休日診療の運営を継続するとともに、北河内7市において、応急診療体制や必要な医療を適切に受けることができる医療環境を整備するとともに、昨年度に引き続き感染症対策に努めた。	保健福祉センター診療所受診者数（小児科のみ）：792人 北河内夜間救急センター受診者数（門真市民のみ）：131人	56,085	A	北河内夜間救急センターが枚方市に所在するため、門真市民の利用が少ない。また、休日診療所の医療機器等各設備が修繕・更新が必要な時期にさしかかっており、計画的な更新の実施に努めていく。	継続	-	保健福祉センター診療所において、土曜夜間（18～21時）及び、日曜・祝日、年末年始（9～17時）応急診療を実施。医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携を図りながら事業の継続・充実を努めた。また、北河内7市で共同運営している北河内夜間救急センターについて、関係機関等を通じてチラシを配布し、周知啓発に努めた。感染症流行（麻しん・風しん）の際に関係機関及びスタッフへ周知するとともに当診療所においても感染症対策に努めた。	健康増進課	
		11	不妊に悩まれる方への支援の周知	大阪府立女性総合センター（ドーンセンター）で実施している不妊に関する悩みの相談などの事業や、不妊治療にかかる経済的支援として実施している大阪府特定不妊治療費助成事業の啓発を引き続き行います。	窓口での啓発チラシの配架や、個別相談時における情報提供を必要に応じて実施。	-		-	A	不妊相談は、大阪府が実施主体となっていることから、必要な方へ適切に情報周知が必要がある。	継続	-	窓口での啓発チラシの配架や、個別相談時における情報提供を必要に応じて実施。	健康増進課
		12	母子保健事業推進のための関係機関との連携	母子保健事業を実施することにより、妊娠期・出産期・新生児期・乳児期を通じた母子の健康保持をはじめ、母親の育児不安、また障がいの早期発見や児童虐待防止の観点も含めた切れ目ない保健対策、支援を実施するため、保健・医療、福祉、教育関係機関等との連携の強化を図ります。	ケースの状況に応じて、必要な関係機関と密な連携を図りながら、母子の支援に努めた。	児童専門会議：6回参加 要保護児童連絡調整会議：23回参加		-	A	虐待を始め、支援困難なケースが増加する中、関係機関との連携をさらに強化し、きめ細やかな支援を行う必要がある。	継続	-	ケースの状況に応じて、必要な関係機関と密な連携を図りながら、母子の支援に努めた。	健康増進課
3 子育ての悩みや不安への対応														
		1	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）【再掲】	生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児不安などに関する相談・助言・健診の案内・子育て支援サービスの情報提供を行い、子育ての孤立化を防ぎます。	2-2-4に同じ	2-2-4に同じ	2-2-4に同じ	A	2-2-4に同じ	継続	2-2-4に同じ	2-2-4に同じ	子育て支援課 健康増進課	
		2	乳幼児健康診査【再掲】	乳幼児の健康の保持・増進を図るため、成長・発達節目となる時期である4か月児・1歳6か月児・2歳6か月児（歯科）・3歳6か月児に対する健康診査を実施するとともに、乳児期に医療機関で受診ができるよう、乳児一般健診・後期健診の受診券を交付します。また、健診において経過観察が必要な場合には、発達等の相談も含め経過観察健診を実施します。	2-2-8乳幼児健康診査と同じ	2-2-8乳幼児健康診査と同じ	2-2-8乳幼児健康診査と同じ	A	乳幼児の健やかな発育、発達を目指すため引き続き、受診率向上への取組とともに、未受診児の状況確認に努め、支援が必要な家庭を適切に把握できるよう、未受診対策は今後も必要。	継続	-	2-2-8乳幼児健康診査と同じ	健康増進課	

計画内容					令和元（平成31）年度の取組内容					令和2年度（第2期計画）以降の方向性		計画期間（平成27年～令和元年度）の進捗内容	担当課
基本目標	基本施策	No.	個別施策	取組内容	取組内容	実績等	総事業費（千円）	評価	評価理由・課題・改善点	今後の方向性	「継続」以外の理由		
		3	育児サポートセンター事業（親子教室）	乳幼児健診等を通じて支援の必要性が認められた子どもの発育・発達等のつまずきや遅れを持つ乳幼児やその保護者を対象に、集団保育の場を通じて、育児に対する助言や指導等を行います。	昨年に引き続き、保護者対象に言語や発達についての講座を開催。午後からは個別相談、相談室の実施又、保護者向けのおはなし広場やわいわいミーティングの取り組みなどで保護者同士の交流の場も広がっている。今年度新たに、父親の育児参加を促進し「おとうさんといっしょ」を開催した。	入室人数67名 平成30年度よりの継続児を含めた年間通室児114名	86	A	集団保育の場を通じて、子どもの発達と保育の経過観察を保護者が前向きに子育てできるように、指導や助言を行うことができた。父親を対象に「おとうさんといっしょ」を開催し、父親の参加を促進した。継続して、父親に対し育児についての理解を促すと共に育児参加の大切さについて、啓発に努めていく。	継続	-	週1回午前中親子で通室し集団保育の場を通じて、子どもの発達を促し、育児不安の軽減を図るため適切な指導助言を行った。午前クラス終了の児には、必要に応じて午後からのクラスに移行し就園までの間月2回の保育を行った。保護者を対象にした講座の開催。おはなし広場では保護者同士の交流の場を広げ、相談室や懇談を実施し保護者の不安軽減に努めた。また、父親の育児参加を促進した。	健康増進課
		4	地域子育て支援拠点事業【再掲】	子育て中の親子が気軽に集え、親子の交流や子育てについての悩み相談・助言その他の援助を行うための地域子育て支援拠点を設置し、利用しやすく、ニーズに沿った運営を行うよう引き続き努めます。また、幼稚園・保育所・認定こども園等においても、地域の親子に対する交流や相談の場を確保します。	北部地域の子育て家庭の利便性の向上を図るため、保健福祉センター内に地域子育て支援センター「ひよこる〜む」を開設した。	年間のべ利用人数：13,000人 なかよし広場：4,453人 ひよこる〜む：8,547人	12,974	A	市南部地域に子育て支援拠点が集中していたため、市北部地域の子育て家庭の利便性が課題であったが、保健福祉センター内に地域子育て支援センター「ひよこる〜む」を開設することで課題を解消できた。	継続		市南部地域に子育て支援拠点が集中していたため、市北部地域の子育て家庭の利便性が課題であったが、平成31年4月1日より保健福祉センター内に地域子育て支援センター「ひよこる〜む」を開設することで課題を解消できた。	子育て支援課
4 子育て家庭への経済的支援													
		1	児童手当の支給	中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給する児童手当の適正実施と制度の情報提供に努め、児童福祉の向上と子どもの健全な育成を図ります。	児童福祉の向上と子どもの健全な育成を図るため、中学校卒業まで（15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に手当を支給した。	《令和2年3月現在》 受給者 7,442人 対象児童 12,404人 《令和元年度》 支給額 1,688,460,000円	1,692,206	A	引き続き、制度の周知を図りながら、児童手当の適正な支給に努める必要があるため。	継続		受給世帯、児童数（3月31日年齢到達者含む） 27年度末 8475世帯 児童14,344人 28年度末 8265世帯 児童13,927人 29年度末 7,941世帯 児童13,391人 30年度末 7,684世帯 児童12,862人 R1年度末 7,442世帯 児童12,404人	こども政策課
		2	こども医療費助成事業	乳幼児の健全育成及び児童福祉の向上を図るため、医療費の一部を引き続き助成します。また、国・府及び府内各市町村の動向を勘案しつつ、財政状況等を踏まえ、制度の拡充について検討し、充実に努めます。	子どもの健全育成及び児童福祉の向上を図るため、通院・入院ともに、18歳の誕生日以後の最初の3月31までの児童（平成29年10月より対象を拡大）に対し医療費の一部を助成した。	《令和2年3月現在》 受給者 14,047人 《令和元年度》 助成件数 184,908件 助成額 380,667,145円	392,851	A	18歳まで年齢拡大を実施したことにより、躊躇なく医療機関を受診することで、子どもの健全育成に寄与する必要があるため。	継続		助成件数 27年度 130,445件 28年度 148,601件 29年度 163,969件 30年度 183,925件 R1年度 184,908件	こども政策課
		3	就学援助事業	すべての子どもが等しく学ぶ機会を得られるよう、経済的理由により就学することが困難な児童・生徒の家庭に対して就学援助費を継続して支給します。	児童・生徒の就学する市内の小学校・中学校を通して各家庭に申請書を配付。各小中学校及び市教育委員会に提出された申請に対し、大阪市消費者物価指数をもとにした認定基準に基づき認定を行い、9月及び翌年3月に就学援助費の支給を行った。	本市小・中学校在籍の5932人に対し就学援助費を支給した。	157,153	A	経済的に就学が困難な児童及び生徒の保護者に対して就学援助を行い、義務教育の円滑な実施に寄与している。	継続		法令に基づき、すべての子どもが等しく学ぶ機会を得られるよう、経済的理由により就学することが困難な児童・生徒の家庭に対して就学援助費を適切に支給できたと考える。	学校教育課
		4	障がいのある子どもがいる家庭への支援	障がいのある子どもがいる家庭を対象に特別児童扶養手当や障がい児福祉手当など、障がいのある子どもの福祉の増進を図ることを目的に、継続して支援体制の維持に努めます。	障がいのある子どもがいる家庭を対象に特別児童扶養手当や障がい児福祉手当など、障がいのある子どもの福祉の増進を図ることを目的に、継続して支援体制の維持に努めます。	※特別児童扶養手当はこども政策課が担当、障がい児福祉手当は障がい福祉課担当。障がい児福祉手当に限定して記載。障がい者手帳取得者に対して手当認定申請手続きを促す。また門真市ホームページや門真市広報（年1回）で手当の周知をおこなった。 障がい児福祉手当受給者 63人	10,898	A	重度障がいのため必要となる精神的・物理的な負担の軽減の一助として手当を支給することにより、障がい児の福祉の増進が図られた。	継続		障がい児福祉手当受給者が20歳を迎えたため、受給者数は69人から61人減少しているが、新たに障がい児福祉手当の認定を受けた（平成27年度4人、平成28年度7人、平成29年度3人、平成30年度8人、令和元年度7人）。	障がい福祉課
					障がいのある子どもがいる家庭を対象に特別児童扶養手当や障がい児福祉手当など、障がいのある子どもの福祉の増進を図ることを目的に、継続して支援体制の維持に努めます。	《令和2年3月現在》 受給者 324人	143	A	引き続き、対象者に対し、手当の適正な支給に努め、障がいのある子どもの福祉増進を図る必要があるため。	継続		受給件数 27年度 293件 28年度 311件 29年度 337件 30年度 328件 R1年度 324件	こども政策課
5 ひとり親家庭の自立支援の推進													
		1	ひとり親家庭への相談体制の充実	ひとり親の家庭が抱えるさまざまな悩みや課題に対応するため、母子・父子自立支援員による相談支援を実施し、必要に応じた助言指導や情報提供を行うことで、総合的な自立支援を図ります。	門真市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱を改正したことにより、給付金の支給期間の拡大、及び、支給額の増額を実施を行った。	母子相談：198件 父子相談：12件 高等職業訓練促進給付金：6件 高卒程度認定試験合格支援事業：0件 自立支援教育訓練給付金：2件	13,087	A	門真市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱を改正したことにより、修業期間中の生活支援の拡充を図れた。	継続		母子・父子自立支援員による相談支援を実施し、必要に応じた助言指導や情報提供を行った。また、高卒程度認定試験合格支援事業の開始や資格取得に係る給付金の支給額の拡大等の要綱改正を行い、支援の充実を図った。	子育て支援課
		2	ひとり親家庭における就労支援の充実	ハローワーク等と連携しながら、職業訓練や就職のための講習会の案内チラシ・パンフレットを配置配布し、情報提供を実施。児童扶養手当の現況届出のために窓口へ来所した際に面接を実施。就労希望者を庁内ハローワークへ案内できるように、後日の面談やハローワークへの調整を実施し、就労支援を行った。	ハローワーク等と連携しながら、職業訓練や就職のための講習会の案内チラシ・パンフレットを配置配布し、情報提供に努めるとともに、ひとり親家庭自立相談支援事業の充実を図ります。	就労相談：18件	13,087	A	ハローワークと連携しながら、就労支援を実施することができた。	継続		ハローワーク等と連携しながら、職業訓練や就職のための講習会の案内等の情報提供を実施。また、児童扶養手当の現況届出の来所時期に担当課へ出向き、就労希望者への支援を実施することで、就労の促進に努めた。	子育て支援課

計画内容					令和元（平成31）年度の取組内容					令和2年度（第2期計画）以降の方向性		計画期間（平成27年～令和元年度）の進捗内容	担当課	
基本目標	基本施策	No.	個別施策	取組内容	取組内容	実績等	総事業費（千円）	評価	評価理由・課題・改善点	今後の方向性	「継続」以外の理由			
		3	ひとり親家庭への経済的支援	ひとり親家庭に対し自立を支援するため、児童扶養手当の適正支給に努めます。また、ひとり親家庭に対し、今後も引き続きひとり親家庭医療費として医療費の一部を助成することにより、生活の安定と児童の健全な育成を図ります。	ひとり親家庭に対し自立を支援するため、申請書をもとに児童扶養手当を支給した。また、生活の安定と児童の健全な育成を図るため、医療費の一部を助成した。	【児童扶養手当】 《令和2年3月現在》 受給者 1,534人 対象児童 1,950人 《令和元年度》 支給額 991,941,490円 【ひとり親家庭医療助成】 《令和2年3月現在》 受給者（親等）1,375人 （子）2,047人 《令和元年度》 助成件数 38,222件 助成額 98,336,613円	児童扶養手当 1,004,909 ひとり親医療助成 103,472 計1,108,381	A	引き続き、児童扶養手当の適正支給に努めるとともに、ひとり親家庭医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と児童の健全な育成を図る必要があるため。	継続		・児童扶養手当 （3月31日18歳年齢到達者含む） 27年度 1,812世帯 2,665人 28年度 1,737世帯 2,449人 29年度 1,698世帯 2,189人 30年度 1,636世帯 2,264人 R1年度 1,534世帯 1,950人 ・ひとり親家庭医療助成件数 27年度 38,047件 28年度 39,020件 29年度 39,259件 30年度 38,222件 R1年度 39,791件	こども政策課	
6 子育てと仕事の両立のための環境整備														
		1	ワーク・ライフ・バランスの啓発	働きながら子育てを行う保護者が、子どもの成長段階や自らのライフステージに応じて、多様な生き方、働き方が選択できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図り、安心して子育てできる環境づくりに向けた啓発を行います。	I. 啓発冊子の配架 ①大阪府作成「ワークライフバランス」 ②内閣府及び男女共同参画推進連携会議作成「ひとりひとりが幸せな社会のために」 ③厚生労働省作成「働きながらお母さんになるあなたへ」 II. 啓発講座・啓発セミナーの開催 ワーク・ライフ・バランス啓発講座 日 程：令和元年11月18日（月） テーマ：「まったなし！今すぐ取り組む仕事と介護の両立支援」 講 師：社会保険労務士・育児後シニアアドバイザー 藤原 弥季 氏	I. 啓発冊子配架先 ①人権女性政策課 女性サポートステーションWESS ②③女性サポートステーションWESS II. 啓発講座・セミナー参加者数 ①44名（男性26名 女性18名）	I. 予算執行なし II. 女性サポートステーション相談業務委託料（7,674千円）	A	ワーク・ライフ・バランスの実現のためにはあらゆる世代に理解を求めらなければならないことが必要であり、啓発講座やセミナーについては開催時間、開催内容等効果的な啓発を検討し取り組む必要がある。	継続		ワーク・ライフ・バランス啓発講座は、市広報・市ホームページ・掲示板・シティナビ等で周知し、市民にも呼び掛けている。啓発冊子はつねに新しいものと入れ替え、市民の目の届くよう配架に努めている。	人権市民相談課	
		2	子育てしながら働き続けることができる環境整備	産休・育休中の方への情報提供や相談を行うなど、労働者が有給休暇、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりに向けた普及啓発に努めます。また、復帰を円滑にするため、教育・保育施設等での保育を利用できるような環境整備に努めます。	I. 啓発冊子の配架 ①大阪府作成「ワークライフバランス」 ②内閣府及び男女共同参画推進連携会議作成「ひとりひとりが幸せな社会のために」 ③厚生労働省作成「働きながらお母さんになるあなたへ」 II. 女性サポートステーションセミナーの開催 日 程：2月22日 テーマ：共働きファミリー応援セミナー（コロナ関連にて中止） III. ママ就活サポート事業 市在住の再就職を考えている、または就労経験がない子育て中の女性を対象に、 ①「キャリア基礎講座」 ②「実践型ワークショップ」 ③「職場体験」 の3ステップで就労支援を実施。	I. 啓発冊子配架先 ①人権女性政策課 女性サポートステーションWESS ②③女性サポートステーションWESS II. 中止 III. ママ就活サポート事業参加者数 ①1回目4名、2回目2名 ②1回目4名、2回目2名 ③3名参加（延べ）	I. 予算執行なし II. 女性サポートステーション相談業務委託料（7,674千円）に含む III. 女性サポートステーション相談業務委託料（290千円）に含む	A	パンフレットの配布に加え、啓発セミナーを開催するなど、子育てしながら働き続けることができる環境の普及啓発に努める。ママ就活サポート事業を見直し取り組む必要がある	継続		平成27年10月に女性サポートステーションを開設し、就労相談や就労セミナーの開催など、女性の活躍支援を続けている。令和元年度からは、子育て中の女性を対象に体験・体感型3ステップ方式で、再就職や初めて就業する際の不安を取り除く支援の取組として、「かどママ就活サポート事業」を実施した。	人権市民相談課	
				教育・保育施設等の利用に関する基準において、看護・介護をしている者を含んでおり、また、利用希望日より1カ月以内に育児休業から復帰する者については、利用調整時に加算をしている。また園の空き状況及び申し込み状況をホームページ等で公開し、利用の促進に努めている。	教育・保育施設等の利用に関する基準に基づき、施設の利用促進に努めた。		-	A	今後は、ホームページの充実や、詳細な保育施設情報の提供など、利用者にとって分かりやすい情報の発信に努めていく。	継続		利用希望日より1カ月以内に育児休業から復帰する者への加算など、育児休業取得後も復職しやすいような優先利用の基準を設定している。また園の空き状況等をHP等で公開し利用の促進に努めるなど、利用者のニーズに応じた取組みを行っている。	保育幼稚園課	
		3	女性の再就職の支援	関係機関と連携し、就労相談を実施するとともに、就労支援機関の情報提供や再就職セミナーの実施など女性の再就職の支援に努めます。	I. 女性サポートステーションにて就労相談を実施 延べ 213件 II. 女性サポートステーションセミナーの開催 ①日 程：4月27日 テーマ：子どもの「怒り」に上手に向き合うセミナー ②日 程：5月25日 テーマ：女性のための起業入門～コツをたっぷり伝授します～ ③日 程：6月29日 テーマ：自分再発見！セミナー ④日 程：7月27日 テーマ：私って、どんな人？言葉にすれば印象UP！ ⑤日 程：8月24日 テーマ：笑い言がで心身をリフレッシュ ⑥日 程：9月21日 テーマ：HELLO！から始めるカンタン英会話セミナー ⑦日 程：10月26日 テーマ：快適で幸せな住宅探し基礎知識～仕事も住まいも～ ⑧日 程：11月30日 テーマ：探しモノがなく快適な暮らし＊整理収納のきほん ⑨日 程：12月21日 テーマ：女性のための身体＆骨盤リセット講座 ⑩日 程：1月25日 テーマ：アロマセラピーでリフレッシュ～エアーフレッシュナー作りを体験～ ⑪日 程：2月22日（中止） テーマ：共働きファミリー応援セミナー ⑫日 程：3月28日（中止） テーマ：「話し方講座～自分の想いを勇気をもって伝えよう～」WESS出前講座 III. 大阪府や就労支援機関が発行するリーフレットの配架	I. 女性サポートステーション就労相談件数 延べ 213件 II. セミナー参加者数 ①6人②15人③12人 ④4人⑤9人⑥4人 ⑦4人⑧15人⑨13人 ⑩15人⑪中止⑫中止 III. 配架先 女性サポートステーションWESS	I. II. 女性サポートステーション相談業務委託料（7,674千円）に含む III. 予算執行なし	A	女性サポートステーションWESSの周知を積極的に行い、求職中の女性の利用者を増やすとともに、魅力あるセミナーやイベントを実施し、女性のキャリア形成を支援する。	継続		平成27年10月に女性サポートステーションを開設し、就労相談や就労セミナーの開催など、女性の活躍支援を続けている。平成30年度から「女性のための起業入門」セミナーを実施したほか、令和元年度からは子育て中の女性を対象に再就職をする際の不安を取り除くための支援として「かどママ就活サポート事業」を実施した。	人権市民相談課	

計画内容					令和元（平成31）年度の取組内容					令和2年度（第2期計画）以降の方向性		計画期間（平成27年～令和元年度）の進捗内容	担当課
基本目標	基本施策	No.	個別施策	取組内容	取組内容	実績等	総事業費（千円）	評価	評価理由・課題・改善点	今後の方向性	「継続」以外の理由		
		4	父親の育児参加の推進	かどまママパパ教室への父親の参加を促進し、父親の妊婦や育児についての理解を促すとともに、父親の育児参加の大切さについて啓発に努めます。	かどまママパパ教室を、平日に年9回、日曜日に年3回実施し、父親の妊婦や育児についての理解を促すとともに、父親の育児参加の大切さについて啓発に努めた。パパさんデーは、平成31年4月より、保健福祉センターひよこる～む内の地域子育て支援センターで同内容の教室が実施されることに伴い、健康増進課では終了。	かどまママパパ教室参加人数（延）134人（内：父61人） 【内訳】 平日：44人（内：父17人） 日曜：90人（内：父44人） ※令和2年3月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のためかどまママパパ教室は中止。	2-2-2かどまママパパ教室と同じ	A		継続	-	平成29年度から、父親の育児参加を促すため0歳児と父親で出かける教室（パパさんデー）を日曜日に年2回実施。令和元年度から、地域子育て支援センターひよこる～むに移管。	健康増進課
3 子育て家庭を地域のみならず支える環境づくり													
1 子どもの安全を地域で見守るまちづくり													
		1	防犯対策の推進	子どもたちを街頭犯罪から守るため、自治会の設置する防犯カメラに対する全額設置補助を行うとともに防犯灯LED化による整備を進めています。また、自治会、防犯支部等地域の団体が連携した街頭啓発運動、大阪府警のあまちメールの活用などにより、地域や子ども自身の防犯意識を高めるとともに、警察との連携を図り、教職員の防犯訓練の実施、教職員の危機管理能力の向上を図るための研修に努めるなど、地域全体で行う防犯対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 年3回の防犯キャンペーン 秋の地域安全運動及び全国安全運動 防犯カメラ設置促進 防犯灯LED化 防犯灯電気料金補助 夜間防犯パトロール 歳末特別警戒 	<ul style="list-style-type: none"> 防犯キャンペーン 6/9 上野口小学校 9/8 速見小学校 11/17 門真小学校 地域安全運動 秋決起キャンペーン 10/11 門真駅前 全国地域安全運動期間 10/11～10/20 防犯カメラ新規設置 32基 防犯灯LED化 238灯 防犯灯電気料金補助 6,891灯 夜間パトロール 各防犯支部が随時実施 歳末特別警戒 12/26～12/30 	32,167	A	防犯カメラについては、「門真市防犯対策アクションプラン」に基づき、平成30年度末までに市内に防犯カメラを300基設置するという目標が達成できた。しかし、地域や警察からさらに増設の要望があったため、「門真市防犯対策アクションプラン改定版」を策定し、令和元年度から3ヶ年で新たに100基の増設を行うという目標に向け、引き続き予算要求を行っている。	継続	本市における全刑法犯認知件数については、平成26年の2,578件から令和元年には1,343件と約47%減少している。引き続き全刑法犯認知件数を減少させることにより、安全・安心なまちづくりに寄与していきたい。	危機管理課	
				全校において、「校内における危機管理マニュアル」を作成し、警察と連携した不審者対応避難訓練を実施した。	不審者対応避難訓練を全校において実施した。			O	A	校内における不審者侵入及び犯罪被害防止に向けて、各学校において組織的な対応マニュアルの作成がなされ、それに基づいた避難訓練が実施されている。	継続	警察と連携した教職員の防犯訓練の実施、教職員の危機管理能力の向上等の研修を実施によって、児童生徒及び教職員の防犯意識の向上を図ることができたと考える。	学校教育課
		2	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	登下校時の子どもの安全を確保するため、青色防犯パトロールや警察官OBによる「スクールガードリーダー」の巡回、地域の方々の協力による「キッズサポーター」、「子ども110番の家」を推進することにより、通学路において地域での子どもの見守りや犯罪の抑止・防止に努めます。	登下校時における「スクールガードリーダー」や「キッズサポーター」による子どもの見守りを実施した。また、新一年生児童に対し、防犯ブザーを配付し、全員に携行を勧め、登下校中の犯罪被害防止に対する意識向上に努めた。	市内での声かけ事案等が13件発生し、関係者や地域と連携を図りながら、子どもの見守り体制の強化を実施した。また、全小学校1年生に対し、府から提供された防犯ブザーを約1000個配付した。	1,101	A	不審者情報も多数報告される中、児童・生徒の犯罪被害防止のための取組の推進は必要であると考えられる。	継続		「子ども110番」の家では、951軒の家庭に協力を得ることができた。「スクールガードリーダー」や「キッズサポーター」については、各校区で活動を積極的に実施した。	教育総務課
				新1年生児童に対し、防犯ブザーを配付し、全員に携行を勧め、登下校中の犯罪被害防止に対する意識向上に努めた。	全小学校1年生に対し、府から提供された防犯ブザーを約1000個配付した。			O	A	不審者情報も多数報告される中、児童・生徒の犯罪被害防止のための取組の推進は必要であり、防犯ブザーの配付は一定の効果があるものと考えられる。	継続	新1年生児童に対し、府から提供された防犯ブザーを配付し、登下校中の犯罪被害防止に対する意識向上を図ることができたと考える。	学校教育課
2 児童虐待への対応													
		1	家庭児童相談事業	すべての児童が健全に育つことができるよう、家庭児童相談センターにおいて、18歳未満の子どものいる家庭におけるあらゆる問題について、家庭やその他の相談に応じ、関係機関等と連携の上、適切な支援等の提供を行います。また、虐待の通告があった場合には、地域や関係機関等と連携し、早期の発見・対応に努めます。	18歳未満の子どものいる家庭におけるあらゆる問題について、家庭やその他の相談に応じ、関係機関等と連携の上、必要とする支援等の提供を実施。また、虐待の通告について、地域や関係機関等と連携し、早期発見・対応に努めた。	相談件数：1214件	18,879	A	子育てに係る様々な相談に対応し、必要に応じて関係機関へ繋げる等の支援を実施した。児童虐待の早期発見・支援のための啓発活動を行うと共に、通告時には、関係機関と連携を図りながら、早期の対応とその後の支援に努めた。	継続		18歳未満の子どもの家庭への相談支援を実施。関係機関とも連携を図りながら、情報提供や必要な支援に繋げる等を行った。相談件数は平成27年度1,046件、令和元年度は1,214件となっている。また、虐待の通告について、地域や関係機関等と連携し、早期発見・対応に努めることで、通告件数の増加がみられた。	子育て支援課
		2	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要と判断された家庭を対象に、養育支援訪問員の派遣等により助言指導などを行い、適切な養育環境の確保に努めます。	養育支援が特に必要と判断された家庭を対象に、養育環境の改善を目的として養育支援訪問員の派遣等により助言指導などを実施した。ニーズに応じた家事支援等が実施できるよう、シルバー人材センターとも契約し、支援対象の拡充を行った。	実施家庭：7件 派遣回数：153回	307	A	対象家庭への訪問が実施できたケースは、養育環境の改善が図れた。引き続き、支援の内容に柔軟な対応できる仕組みが必要である。	継続		養育支援が特に必要と判断された家庭を対象に、養育支援訪問員の派遣等により助言指導などを実施することで、重篤な児童虐待の発生を防ぐことができた。また、令和元年度より手法を変更し、産前産後のハイリスク妊産婦への支援を開始。適切な養育環境の確保に努めている。	子育て支援課
		3	要保護児童連絡調整会議	児童虐待の予防と早期発見・早期援助のための連携を深めるため、子どもに関わる関係機関等や団体を構成員とする門真市要保護児童連絡調整会議を設置し、スーパーバイザーの助言のもと、要保護児童等に対する対応方針の検討や進捗管理を行うとともに、児童虐待に関する周知・啓発等を行うことにより、さまざまな事例に的確に対応していきよう連携強化を図ります。	児童虐待の予防と早期発見・早期援助のための連携を深めるため、子どもに関わる関係機関等や団体を構成員とする門真市要保護児童連絡調整会議を設置し、スーパーバイザーの助言のもと、要保護児童等に対する対応方針の検討や進捗管理を行うとともに、児童虐待に関する周知・啓発等を実施。	児童虐待相談件数：1020件	18,879	A	毎年増加する児童虐待相談等に対応するべく、門真市要保護児童連絡調整会議実務者会議を22回/年開催し、要保護児童等の情報共有及び対応方針並びに進捗管理を行う事で児童の健全育成に努めた。	継続		門真市要保護児童連絡調整会議を設置し、スーパーバイザーの助言のもと、毎月1～4回の会議を実施している。会議での検討数の増加に対応するため、平成29年度より8月の定例会議を追加。要保護児童等に対する対応方針の検討や進捗管理児童虐待に関する周知・啓発等に努めている。	子育て支援課

計画内容				令和元(平成31)年度の取組内容				令和2年度(第2期計画)以降の方向性		計画期間(平成27年~令和元年度)の進捗内容	担当課		
基本目標	基本施策	No.	個別施策	取組内容	実績等	総事業費(千円)	評価	評価理由・課題・改善点	今後の方向性			「継続」以外の理由	
		4	ドメスティック・バイオレンスの防止	保護者によるドメスティック・バイオレンスを目的の当たりにすることによる、子どもへの間接的な被害を防止するため、さまざまな機会や場を通じて、ドメスティック・バイオレンスの防止等に関する内容の普及や広報などの啓発活動に努めます。	I. 女性のための相談の実施 女性サポートステーションにおいて、週2回、DV被害に悩む女性などに対して女性のための相談事業を実施し、関係各支援機関と連携しながら問題を解決するためのサポートをした。 II. 冊子の配架、関係機関情報の提供 大阪府が発行するリーフレット「DV被害・性暴力被害に悩む女性のための法律相談」その他女性サポートステーションに配架しDV、性暴力被害に悩む女性へ向けて、法律相談等の情報提供を行った。 III. 「女性に対する暴力をなくす運動」の推進 11月12日(火)から25日(月)までの「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間に、HPにDV相談に関する記事を掲載したほか、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパーフルリボンで女性サポートステーションを装飾し、啓発ポスターを壁や入口に掲示するなど取り組んだ。 IV. DV防止啓発内職員研修の開催 日程：令和元年11月21日 テーマ：女性と子どものDVを防止するための基礎知識 講師：公立大学法人新見公立大学 健康科学部地域福祉学科 堀井 香名子 氏	I. 女性のための相談 相談件数：延べ142件 II. 配架し、情報提供を行った III. 取り組み IV. DV防止啓発研修 参加人数：47名(女16名、男31名)	I. 女性サポートステーション相談業務委託料(7,674千円)を含む II. III. 予算執行なし IV. 女性サポートステーション相談業務委託料(7,674千円)を含む	A	DV被害を含め、女性が抱えるさまざまな問題や悩みに対し、迅速に対応できるよう引き続き関係機関との連携強化に取り組み、「女性サポートステーションはDV被害について気軽に相談でき、信頼できる機関である」と市民の皆様へ認識して頂けるよう周知に努める。 また、女性の権利の尊重のための意識啓発に取り組み、パンフレットの配布やセミナーの開催など啓発活動を継続して行う。	継続	「継続」以外の理由	女性相談を通じDVの被害相談を受け、住居支援などで事件を最小限に抑えることに成功している。リーフレットの配架、女性に対する暴力をなくす運動実施期間に施設内をパーフルに飾ったり、ガラスケにパーフルリボンを装着して、国の事業にも取り組めた。DV防止啓発内職員研修にて職員に基礎知識を身に付けてもらえた。	人権市民相談課
		5	子育て支援ネットワーク会議	児童虐待防止をはじめ子どもの育ちを地域全体で見守り、支援できるよう、社会福祉協議会等と連携し、保育所や幼稚園、学校、主任児童委員等の関係機関や関係団体によるネットワーク会議等の開催に努めます。	保育所、幼稚園、学校、主任児童委員等の関係機関や関係団体と連携し、個別ケース会議を開催、児童や家族の抱える問題を共有し、支援の方向性についての検討を実施した。	個別ケース会議：146回	18,879	A	関係機関と連携し、個別ケース会議を含むネットワーク会議を開催することで、多角的に支援の在り方を検討することができた。	継続		子どもの所属先や関係機関等と連携し、個別ケース会議を開催。子どもや家族の抱える問題を共有し、支援の方向性についての検討を実施した。	子育て支援課
3 地域で支える子育て支援													
		1	ファミリー・サポート・センター事業【再掲】	幼稚園・保育所・認定こども園等や放課後児童クラブなどの送り迎えなどの子育て支援の援助を行う人(協会員)と援助を必要とする人(依頼会員)の相互支援活動を推進するファミリー・サポート・センターの運営を行います。また、会員の増員に向けた取組を進めるとともに、支援ニーズに応じてコーディネートを行うなど、今後も引き続き充実に努めます。	11月に協会員に登録するために受講必須の講習会を実施し、新たに4人を協会員、1人を両方会員として登録した。	年間のべ利用人数：384人	3,883	A	会員数、活動件数ともに減少傾向にあり、目標値に至らなかった。減少の理由としては、政府が押し進める働き方改革による各企業のワークライフバランスの取り組みの進展や一時預かり事業の充実、保育施設等における待機児童の解消、保育料無償化等本市における子育て支援制度の充実が影響している。そのうえで、今後は、ファミリーサポートセンター事業としての役割について会員のニーズを踏まえた制度の見直しを行い、活動の活性化をめざす。	継続		延べ利用人数 平成27年度：790人 平成28年度：911人 平成29年度：794人 平成30年度：497人 令和元年度：384人	子育て支援課
		2	子育てサークルの育成と支援	子育て中の親子が、子育て情報の交換や交流を通して孤立感や負担感を少しでも軽減できるよう、地域子育て支援拠点等の場の提供を行う等により、地域の自主的な子育てサークルの育成・支援を促進します。	地域子育て支援センターにおいて、グループ活動を通じた育児サークルの育成及び既存の育児サークルの支援を実施し、なかよし広場において、育児サークル育成につながる多彩なプログラムの提供を行った。	子育てサークルが1件立ち上がった。		O A	なかよし広場においては、利用者がそれぞれの興味に基づきプログラムに参加することを通じ、同じ興味を持つ人が集いサークル化につなげていくことを目的として多彩なプログラムを提供した。	継続		地域子育て支援センターにおいて、利用者が主体となって行う子育てイベントの実施にあたっての支援や育児サークルが地域の子育て親子に対し行う交流会等への支援等を実施し、地域における自主的な子育て支援活動を促進した。	子育て支援課
		3	世代間交流の推進	子どもたちが地域の大人と交流することにより社会性を身につけ、地域に愛着がもてるよう、幼稚園・保育所・認定こども園・学校や地域子育て支援拠点など、身近な地域での高齢者をはじめさまざまな世代間交流を促進します。また、保護者が子育てに関する基礎知識や生活の知恵などを気軽に得られるよう、校区福祉委員会が実施する子育てサロン等における交流活動を推進します。	地域のお年寄りによる昔遊びの伝承の行事を敬老の日の前後に開いたり、運動会など園の行事へ招待したり、また、市の老人福祉センター作品展に園児が参加したりというように、身近な行事や取り組みを通して、園児と地域の高齢者との交流を図っている。	公立認定こども園 25回 公立幼稚園 3回 公立保育所 2回		- B	園により取り組みの回数に差があるので、園長会を通じて実績増加に向け各園の課題等を整理していく。	継続		公立認定こども園は計画的に継続して取り組まれている。 公立幼稚園・公立保育所については今後意識的・計画的に取り組んでいく必要がある。	保育幼稚園課 子育て支援課
				《子育てサロン》 ・手遊び、リズム体操、親子体操、ボールゲーム、トンネル遊び、わらべ歌遊び、ふれあい遊び・体操、シフォン布遊び体操、絵本読み聞かせ、紙芝居、ことば遊び、茶話会、ぶんぶん輪の作成及び遊び指導、子育て相談、公園掃除で子育て支援、クリスマス会の交流活動、地域子育て支援活動として令和2年度小学生への卒業祝い	参加人数：657人 回数：21回	小地域ネットワーク活動推進事業補助金17,456(子育てサロン以外の活動費も含まれています。)	A	・親、子ども同士や世代間の交流の場となっている。 ・校区福祉委員からの助言や励まし、親同士の交流により、親の子育てへの活力となっている。 ・参加人数が減り活動できなかったサロンあり、参加者が集まりやすい時間と曜日を検討する。 ・保育の無償化により、従前は保育園に通っていなかった子どもが通園等するようになり、子育てサロンの参加ニーズが減少したとの声もある。	継続		子育て支援活動(定期的・不定期)校区は平成27年度5校区、平成28年度5校区、平成29年度8校区、平成30年度7校区、令和元年度7校区です。	福祉政策課	
				世代を超えた交流を深めることを目的とし、地域の高齢者との交流会や、園児・児童・生徒の交流事業を行った。	各学校園における世代間交流行事 合計81回			O A	各校園の行事等の取組の中で工夫を凝らし、世代間での交流を実施することができた。引き続き、地域とのつながりを大切に各校園での交流を進めていきたい。	継続		各学校園において計画的に行事を行い、世代間交流の取組を推進できたと考える。	学校教育課

計画内容				令和元（平成31）年度の取組内容					令和2年度（第2期計画）以降の方向性		計画期間（平成27年～令和元年度）の進捗内容	担当課	
基本目標	基本施策	No.	個別施策	取組内容	取組内容	実績等	総事業費（千円）	評価	評価理由・課題・改善点	今後の方向性			「継続」以外の理由
		4	学校支援地域本部事業	学校・地域・家庭が一体となり、地域ぐるみでの子どもの育みを推進し、地域の教育力の向上を図るため、さまざまな活動の展開に努めます。	学校支援地域本部実行委員会に委託。各中学校区において学校・地域・家庭の調整役を担う学校支援コーディネーターが中心となり、地域の力と学校のニーズをマッチングした、学習支援、部活動支援、花壇の整備、図書室の支援等の学校支援活動を行った。	花壇の整備 読み聞かせ 学校図書整理 防災教室 害虫駆除	1,601	A	コーディネーターを中心に、地域・学校・家庭を巻き込みながら事業が実施され、地域の教育力に向上に寄与した。課題としては、ボランティアの担い手不足・ボランティアの高齢化などが挙げられる。学校支援活動のさらなる周知に努め、若い世代の人材発掘を行う。	改善	これまでの学校支援地域本部事業から地域学校協働活動事業へ移行する。地域学校協働本部事業は、子どもの成長を軸として、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、意見を出し合い学び合う中で幅広い地域住民等の参画を得て、「学校を核とした地域づくり」をめざし、地域の将来を担う人材育成と地域住民のつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図ることを目的としたものであり、これまでの学校支援地域本部事業を基盤とした取組が求められる。	生涯学習課	
		5	家庭や地域の教育力の向上	市立文化会館等における家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うとともに、地域住民や団体、企業、商店、福祉施設等が地域ぐるみで子どもの育ちや子育てに積極的にかかわり、支援する地域づくりを進めます。また、家庭学習を推進するため、PTAと共同で作成した「門真市学びのススメ」を普及し、保護者や地域も含めた子どもの学習や育みを推進します。	市立文化会館、市立公民館、市立門真市民プラザの講座・イベント情報等を掲載した情報誌「はにかむ」等を発行し、学習の情報提供に努めた。 家庭学習の意義や手法等を示した小・中学校教員向け「門真市版家庭学習の手引き」を配付し、学校における家庭学習の改善を図った。また、新小学1年生保護者を対象に「門真市学びのススメ」を配付し、PTA等との連携のもと、家庭学習習慣の定着を図った。	情報誌「はにかむ」の発行 新小学校1年生に対し、「門真市学びのススメ」を配付した。 中学校区で「家庭学習ウィーク」の取組を実施した。	-	A	ホームページや広報だけでなく、独自の情報誌「はにかむ」を発行し、学びの情報を充実させることができた。	継続		市立文化会館、市立公民館、市立門真市民プラザの講座・イベント情報等を掲載した情報誌「はにかむ」等を発行することで、学習機会の情報提供を行った。	生涯学習課
		6	子育て支援NPO・ボランティア等の養成	子どもに対する絵本の読み聞かせなど、子育て全般に関わるさまざまなボランティアの養成を図るとともに、子ども・子育て支援新制度での各事業の担い手として、地域の育児経験の豊富な主婦等を対象とした「（仮称）子育て支援員」の活用も視野に入れ、地域における子育て支援の担い手の養成を図ります。	門真市内に在住又は在勤（保育や子育て支援分野）の18歳以上の方（高校生は除く）で、保育や子育て支援の仕事に関心があり、市内で保育や子育て支援の分野の各事業に就労することを希望する方を対象に子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保育））を実施した。令和元年度はすでに子育て支援員となった人を対象にフォローアップ研修も実施した。 読み聞かせに興味のある人や読み聞かせボランティアなどを対象とし、基本知識・技術習得やスキルアップに繋がる講座を実施。 門真市自治基本条例第16条に規定する「地域会議」は、原則中学校区単位で設立される地域の課題解決に取り組む組織で、市の活動補助金の交付や子育てに関する情報提供、関係課及び各種団体との連携調整等の活動支援を行っている。 現在、第五中学校区及び第三中学校区の地域会議の取り組みとして、子育て世代の親や子どもを対象に、校区内の自治会館等を活用し、地域における育児の孤立化等の地域課題の解決に向けて、手遊びや手作りおもちゃづくりを行う「子育てサロン」を定期的に開催している。その他、親子を対象とした「人形劇」や「食育講座」を開催した。また第七中学校区では、「文化伝承事業」としてしめ縄作りを開催した。	研修受講者数 41人 研修修了者数 38人 （うち基本研修のみ終了1名、地域保育コース（地域型保育）のみ1名） おはなし・ボランティア養成講座 参加人数 20人 講演会「ブックスタート～絵本をとっておし赤ちゃんと楽しいひとときを～」 （ブックスタート事業） 参加人数 33人 出前講演会 参加人数 79人 第三中学校区、第五中学校区及び第七中学校区地域会議にて実施された「子育てサロン」、「人形劇」、「食育講座」及び「文化伝承事業」の参加者合計は、計199人	子育て支援員研修委託料 531 図書館運営事業 30 読み聞かせ事業 16 454	A A A	平成30年度より引き続き守口市との共同開催で子育て支援員の養成を行い、子育て支援の分野で就労することができる知識を持った子育て支援員を養成することができた。 読み聞かせボランティアや学校司書などのスキルアップを図ることができた。 新規のボランティア活動参加者は確保できたが、辞めていく方もいるので、今後も継続して新たなボランティアを養成する必要がある。 地域の親子が「子育てサロン」や「人形劇」等をとおり、親子同士の触れ合う場や他の親子との交流の場を持つことができた。今後の課題として、更なる参加者の増加を図るため、実務内容や広報活動の検討を行う必要がある。	継続 継続 継続		子育て支援員研修の実施により、平成27年度～令和元年度に計123名が研修を修了し、保育や子育て支援の担い手を養成することができた。令和元年度には、すでに子育て支援員となった人を対象としたフォローアップ研修も実施。 基本知識・技術習得やスキルアップに繋がるおはなし・ボランティア養成講座を実施している。 R元年度は、講演会「ブックスタート」を実施し、読み聞かせボランティア等のスキルアップを図ることができた。 第七中学校区の「地域会議」が令和元年度に設立され、より多くの親子の交流を図ることができた。	子ども政策課 図書館 地域政策課
		7	子ども家庭サポーターの会の活動支援	地域での子育て支援や児童虐待の予防・見守りなどの活動を促進するため、虐待防止アドバイザー研修受講生による「かどま・子ども家庭サポーターの会」の活動支援及び取組の充実を図ります。	要保護児童連絡調整会議代表者会議への出席依頼等を行ったが、欠席であった。	会議への出席：0回			平成28年度より、かどま・子ども家庭サポーターの会と活動をしていたグループ活動が休止していたグループ活動が休止となり、直接やり取りする機会が減少。サポーターの会との連携について課題であったが、令和2年4月に会が廃止となっていることを把握した。	廃止	サポーターの会が廃止となっている	平成28年度より、かどま・子ども家庭サポーターの会と活動をしていたグループ活動が休止となり、直接やり取りする機会が減少。サポーターの会との連携について課題であったが、令和2年4月に会が廃止となっていることを把握した。	子育て支援課